

(仮 称) 益 田 匹 見 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和2年4月

アジア風力発電株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して約1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年1月10日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和2年1月10日(金)付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

- ・ 山陰中央新報
- ・ 読売新聞(大阪本社版島根全県版)
- ・ 朝日新聞(大阪本社版島根全県版)
- ・ 中国新聞
- ・ 読売新聞(大阪本社版広島全県版)
- ・ 朝日新聞(大阪本社版広島全県版)

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2 参照]

- | | |
|------------|-------------------|
| ・ 広報ますだ | 1月号(No. 931)p. 13 |
| ・ 広報はまだ | 1月号(No. 225)p. 19 |
| ・ 広報きたひろしま | 2月号(No. 180)p. 17 |
| ・ 広報安芸太田 | 1月号(No. 184)p. 70 |

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3 参照]

- ・ 当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎12か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- | | |
|---------------|----------------------|
| ・ 益田市役所環境衛生課 | (島根県益田市常盤町1-1) |
| ・ 益田市役所匹見総合支所 | (島根県益田市匹見町匹見イ1260番地) |
| ・ 益田市役所美都総合支所 | (島根県益田市美都町都茂1803番地1) |
| ・ 浜田市役所環境課 | (島根県浜田市殿町1番地) |
| ・ 浜田市役所金城支所 | (島根県浜田市金城町下来原171番地) |
| ・ 浜田市役所旭支所 | (島根県浜田市旭町今市637番地) |

- ・ 浜田市役所弥栄支所 (島根県浜田市弥栄町長安本郷 542 番地 1)
- ・ 浜田市役所三隅支所 (島根県浜田市三隅町三隅 1434 番地)
- ・ 広島県庁環境保全課 (広島県広島市中区基町 10-52)
- ・ 北広島町役場町民課 (広島県山県郡北広島町有田 1234 番地)
- ・ 北広島町役場芸北支所 (広島県山県郡北広島町川小田 10075 番地 5)
- ・ 安芸太田町役場住民生活課 (広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1)

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<http://www.asia-windpower.co.jp>

(4) 縦覧期間

令和 2 年 1 月 10 日(金)から令和 2 年 2 月 25 日(火)までとした。なお、インターネットによる縦覧は令和 2 年 3 月 10 日(火)まで継続した。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中、常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(意見書箱への投函者数)は 37 名であった。

(内訳)

- | | |
|----------------|------|
| ・ 益田市役所環境衛生課 | 3 名 |
| ・ 益田市役所匹見総合支所 | 1 名 |
| ・ 益田市役所美都総合支所 | 0 名 |
| ・ 浜田市役所環境課 | 0 名 |
| ・ 浜田市役所金城支所 | 0 名 |
| ・ 浜田市役所旭支所 | 0 名 |
| ・ 浜田市役所弥栄支所 | 22 名 |
| ・ 浜田市役所三隅支所 | 2 名 |
| ・ 広島県庁環境保全課 | 0 名 |
| ・ 北広島町役場町民課 | 0 名 |
| ・ 北広島町役場芸北支所 | 9 名 |
| ・ 安芸太田町役場住民生活課 | 0 名 |

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和2年1月18日(土)14時00分から15時40分まで
- ・開催場所：益田市市民学習センター(島根県益田市元町11-26)
- ・来場者数：23名

- ・開催日時：令和2年1月19日(日)10時00分から11時35分まで
- ・開催場所：道川公民館(島根県益田市匹見町道川イ133-1)
- ・来場者数：31名

- ・開催日時：令和2年1月19日(日)14時00分から15時35分まで
- ・開催場所：二川公民館(島根県益田市美都町宇津川口377-3)
- ・来場者数：8名

- ・開催日時：令和2年1月23日(木)19時00分から22時00分まで
- ・開催場所：八幡高原センター(広島県山県郡北広島町東八幡原893)
- ・来場者数：46名

- ・開催日時：令和2年1月24日(金)19時00分から20時30分まで
- ・開催場所：いこいの村ひろしま(広島県山県郡安芸太田町大字松原1-1)
- ・来場者数：11名

- ・開催日時：令和2年1月25日(土)10時00分から12時10分まで
- ・開催場所：弥栄会館(島根県浜田市弥栄町長安本郷544-1)
- ・来場者数：24名

- ・開催日時：令和2年1月25日(土)14時00分から15時30分まで
- ・開催場所：波佐公民館(ときわ会館)(島根県浜田市金城町波佐イ441-1)
- ・来場者数：15名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 4～5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和2年1月10日(金)から令和2年3月10日(火)までの間
(縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、意見書箱への投函31通、郵送によるもの33通、計64通であった。

① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函

・ 益田市役所環境衛生課	(島根県益田市)	2 通
・ 益田市役所匹見総合支所	(島根県益田市)	1 通
・ 浜田市役所弥栄支所	(島根県浜田市)	22 通
・ 浜田市役所三隅支所	(島根県浜田市)	1 通
・ 北広島町役場芸北支所	(広島県山県郡北広島町)	5 通
小 計		31 通

② 当社への郵送による書面の提出 33 通

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は169件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解
(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1. 清流日本一高津川上流、道川に発電計画を何故樹てたのか。土砂、泥水が相当長年月に亘り出て、影響を及ぼす事は確実ににもかかわらず、この計画を樹てた自体理解出来ない。清流日本一高津川は島根の宝だ。誇りだ。	当該地で風力発電計画を行う理由は、以下の3点です。 1. 島根県としての風力発電事業の推進 「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」内で、島根県は風力発電の導入目標を240,000kWと定めております。2018年3月時点で、島根県は178,140kW、85基(全国第7位/NEDOより参照)の風力発電導入実績であり、風力発電のさらなる導入が必要となります。 2. 風力発電事業に適する条件 ① NEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)の「局所風況マップ(※)」より好風況地点と予測され(年平均風速が約7m/s以上)、実際風況観測塔で観測した結果、事業化検討上問題ない風況データを取得できました。 ※局所風況マップとは、風力発電の立地点検討を行う際に風況が一目で分かるよう、後述の局所的風況予測モデル(LAWEPS)による風況の計算結果を風の強さ毎に色別表示した地図(日本全国を500m区画で表示)およびグラフ等のデータベースであり、通常のインターネットの閲覧環境があればNEDO技術開発機構のホームページ上で、誰でも閲覧可能なものです。 ② 社会的インフラ、具体的には国道191号等の風車設備の搬入路、中国電力への連系線など、風力発電所設置時に必要となるインフラが計画地周辺では利用可能です。 3. 地権者様のご希望 事業計画地の地権者様には、土地の利活用にご賛同を頂いてます。林業を促進するためには、相応の道路が必要となります。本事業では、事業計画地内に、1級林道相当の道路を設置し、維持管理する計画となっております。この道路を使用することにより、林業の促進も図れるものと、地権者様も期待されています。 また、設置に当たっては、環境基準や関係法令に沿ったものであることが絶対条件であり、施工方法等についても環境への影響を極力抑えた工法を採用するように地権者様からはご要望頂いております。 高津川に関して 「清流日本一」の根拠は「BOD(生活科学的酸素要求量)の75%値の測定結果が0.5mg/L未満であった」を基準として国土交通省が毎年発表し、年により多少の出入りがあります。BODは有機汚濁の度合いを示す指標です。本事業の実施に当たり、有機汚濁を発生させる恐れのある生活排水はすべて汲み取りによって処理し、公共用水域に排出しない計画としており、本事業が高津川のBODに与える影響はありません。

(意見書 1 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	2. 風車発電に対する住民の賛否を問える場が無い。僅かこの方法書に対しての意見として云えるのみ。従って風車発電有りきでの説明だ。その理由 1 人 1 問発言の一方的な切りなど。	今後、準備書の縦覧の際にも住民説明会を開催し、調査、予測及び評価の結果等について説明させていただくことを予定しています。 住民説明会では多くの参加者の方々からご意見等を頂戴したいと考えており、質問等は 1 回につき 1 人 1 問を原則とさせていただきたく存じます。もちろん、1 人で何回でも挙手していただいて構いませんので、ご理解・ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。
3	3. 当然起こり得る被害に対する措置が無い。例 河川の土砂流失等について被害が発生すれば対策をとる事。初めから代償措置を優先しての考えだ。	本事業の実施による環境影響や環境保全措置については、今後、実施予定の現地調査の結果や予測・評価の結果を踏まえて検討してまいります。
4	4. 市長の意見書に対して問いに対し、之を尊重する意思の有無が曖昧。意見書を尊重する事を明確する事が先決。	本方法書の作成にあたっては、配慮書に対する環境保全の見地からのご意見や、島根県知事意見や広島県知事意見、事業計画などを踏まえて環境配慮について慎重に検討いたしました。
5	5. 既存の風車発電に対する検証がしていないとの意見が有ったが事業者が異なるので貴社に求めることは出来ないが、之を踏まえて住民の多くは景観を初めとして極めて好ましくなく、累積的被害大。対策が有るのか。	既設の風力発電施設の稼働による影響については、その発電所を管理・運営している事業者を確認すべきものと考えています。 周辺の既存風力発電施設との累積的な影響については、現地調査により現状を把握した上で、その影響の程度について予測及び評価を行います。なお、周辺の既存風力発電施設の諸元等の入手については課題も残るため、どのように予測するか、検討してまいります。
6	6. 風車附近に棲息する鳥獣特に有害鳥獣が風車の振動などにより他に移動することが予想されるが、有無について問う。 無しの場合 どの様な方法で調べられるのか、その根拠となるものは。 有りの場合 どの様な方法で調べられるのか、移動評価が無いのではないのか。 因果関係を立証するには、建設後でないと判明しないのではないのか。 建設が前提だ。建設後調査は出来たとしても、因果関係立証出来ないのでは。	クマやシカ、サル、イノシシ等の獣類が風力発電所の建設のために住処を失い、追い出されるという指摘は適切ではありません。これらの獣類が人里に降りてくる理由の多くは、耕作が放棄された畑や果樹園に安全に獲得でき、かつおいしいエサが存在していることを学習した結果です。 もし、山奥の広葉樹林が伐採されたことによってこれら獣類が人里に降りてくるという指摘が正しければ、戦後(昭和 20 年代)に全国で針葉樹林植樹のために広葉樹林が伐採された際に、全国的に獣類が人里に降りてきたはずですが、ところが、昭和 20 年代にこのような影響が出たという記録はありません。この時代は人里に人間が多く住み、耕作地の周りを歩き回るとともに、耕作地を守る対策が広域的に行われていたため、獣類が近寄らなかったからです。 地域のコミュニティが薄れ、耕作放棄地が増えたことが獣害増加の主な原因であると考えます。 現地調査時には、動物(哺乳類や鳥類など)の生息状況を把握いたします。その結果を踏まえて、建設段階の前に、適切な予測及び評価をおこなってまいります。また、現地調査時には、クマやシカ、サルなどについても生息状況を記録いたします。
7	7. 克つて弥栄は若者の定住対策また自然景観に魅力を感じた方々の移住者対策に努めて来た。一方、自然エネルギーである水力発電ダム、防災ダム建設により多くの転出者が在り、更に送電線電磁波を心配しての転出、また既存の風車更なる風車計画などにより折角自然環境に恵まれた弥栄の地を安住の地と思って IU ターンして来られた方々に永住不安を抱かせている。1 人でも失ってはならない。このような住民の思いの中での風車計画をどの様に理解した上での計画か。風車発電を否定するものではない。	計画中の風力発電所から弥栄地区におよぼす環境面での影響については、今後実施予定の現地調査の結果や、工事に伴う環境への影響度の予測などで行います。 現地で調査が終了した後、環境影響評価準備書を作成し、準備書の縦覧、説明会を開催させて頂く予定です。説明会などをとおして、住民の皆様が不安を抱かれないように努めてまいります。

(意見書 1 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	8. 方法書環境要素(18/20) 景観 調査地点 19ヶ所 弥栄町内 1ヶ所と聞いたが、余りにも少なすぎる。他に見える個所が無いのか。想定出来る箇所全てを。	主要な眺望点は、風力発電機が視野角 1 度以上で視認される可能性があり、且つ地形的に可視である範囲内において、公的なホームページなどで不特定かつ多数の利用がある地点又は眺望利用があることが掲載されている地点を選定しております。 弥栄町は市境の地形により現時点の配置では居住地区を含め可視の領域が少ないため、設定地点が少なくなっております。 今後、ご意見等も踏まえ、配置検討において 1 度の範囲や風力発電機の見え方に変更が生じた際には、再度地点について検討いたします。
9	9. 弥栄の玄関口、十国トンネル出口附近からは見えないのか。見えるとすると好ましくなく、弥栄への第一印象を阻害する。計画の変更を求める。	方法書では、風力発電機が視認される可能性のある領域を可視領域として予測し、図示しております。 十国トンネルの出入口付近については、予測の結果、不可視と判断しております。
10	10. その他の調査ほとんど全てが事前調査は出来るも、結果は建設後となり、建設そのものに対する住民の意思反映が出来ない。その辺の見解が承りたい。	今後、現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討していく中で、みなさまのご理解を得られるよう努めてまいります。準備書の縦覧の際にも住民説明会を開催し、調査、予測及び評価の結果等について説明させていただくことを予定しています。 なお、風力発電施設の稼働後における環境影響については、事後調査を行うことにより把握いたします。環境保全措置の効果や事後調査結果を記載した報告書を作成し公表することが環境影響評価法で制度化されているので、法に則り適切に対応いたします。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	私は匹見町匹見に住んでおります。 この匹見には、自然豊かで、四季折々で心を和ませてくれる地域です。 3 月から 10 月にかけては、清流での、やまめ釣り、アユ釣り等高津川の支流の各所で楽しめます。まさに森から海へ清流がつながまちです。 又、11 月頃にかけては紅葉時期で美しい絵画のような世界を繰り広げてくれます。まさに広葉樹文化が息づく郷です。 匹見町の特産物でもある「ワサビ」もきれいな清流で育ちます。 どうかこの美しい匹見町の自然を壊さないで下さい。心から切望いたします。	風力発電所建設の際には尾根上に裸地ができますが、工事の第 1 段階で「沈砂池」の工事を行います。この沈砂池は、工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。 沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査において確認できた常時水流までの距離を確保できるように設定いたします。さらに、沈砂池排水口付近には「布団かご」の設置、枝条散布などの濁水浸透対策を施します。以上の対策により、工事中に発生する濁水による、下流河川への濁りの影響は回避できると考えております。 今後実施する現地調査の結果や有識者からの助言等を踏まえながら、動植物にかかる影響を極力低減できるよう、適切に事業計画を検討してまいります。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
12	私の職場は、■■■に勤務して、主に建物等施設の管理とゲレンデの整備をしております。縁があって、6年前に社員として入社させて頂き、社長の理解もあり、毎年少しずつ整備して自慢ではありませんが、綺麗なスキー場になったと自負しております。 6年前は動物はイノシシがゲレンデを少し荒らす程度でしたが、少し離れた所に風力発電が建設された頃から、色々な動物が出没します。熊、キツネ、タヌキ、穴熊、鹿等も出ますし、イノシシも数が増えて、あたり一面ゲレンデを荒らします。バックホウ2台で整備しなければいけない状況です。近くの沢からセンターハウスの生活用水と人工降雪用の水も必需水としております。貴社の風力発電の建設により発生する汚濁により、人工降雪機械及びボイラー、その他色々な高額な機械に支障を損ないかねません。又、このスキー場には12月から3月にかけて50~60人の八幡地区の方がスキーシーズン中働いておられます。貴重な収入源です。そして、なにより純粋でいい人たちばかりです。 私もこの■■■を最後の職場と考えております。 どうかこの美しい八幡の自然と手塩にかけたスキー場と純粋な人々の夢をこわさないで下さい。どうか宜しくお願いします。 注)■■部は個人情報のため、伏字としました。	クマやシカ、サル、イノシシ等の獣類が風力発電所の建設のために住処を失い、追い出されるという指摘は適切ではありません。これらの獣類が人里に降りてくる理由の多くは、耕作が放棄された畑や果樹園に安全に獲得でき、かつおいしいエサが存在していることを学習した結果です。 もし、山奥の広葉樹林が伐採されたことによってこれら獣類が人里に降りてくるという指摘が正しければ、戦後(昭和20年代)に全国で針葉樹林植樹のために広葉樹林が伐採された際に、全国的に獣類が人里に降りてきたはずですが、ところが、昭和20年代にこのような影響が出たという記録はありません。この時代は人里に人間が多く住み、耕作地の周りを歩き回るとともに、耕作地を守る対策が広域的に行われていたため、獣類が近寄らなかつたからです。 地域のコミュニティが薄れ、耕作放棄地が増えたことが獣害増加の主な原因であると考えます。 現地調査時には、動物(哺乳類や鳥類など)の生息状況を把握いたします。その結果を踏まえて、適切な予測及び評価をおこなってまいります。また、現地調査時には、クマやシカ、サルなどについても生息状況を記録いたします。 風力発電所建設の際には尾根上に裸地ができますが、工事の第1段階で「沈砂池」の工事を行います。この沈砂池は、工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。 沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査において確認できた常時水流までの距離を確保できるように設定いたします。さらに、沈砂池排水口付近には「布団かご」の設置、枝条散布などの濁水浸透対策を施します。以上の対策により、工事中に発生する濁水による、下流河川への濁りの影響は回避できると考えております。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	①騒音及び超低周波音 当該計画に示されている大型風力発電機からは、騒音及び超低周波音による環境影響が生じると考えています。 スキー場山頂降り場は当該計画によると、1キロ未満の個所まで隣接する計画であります。お客様、勤務する従業員に多大な影響があると考えます。こんなに隣接する場所への風力発電機が設置された実績は国内ではないではありませんか。 風力発電機の配置及び機種を検討に当たっては、発電機の構造、地形、事業実施想定区域周辺が騒音苦情の少ない静穏な地域であること等を十分考慮し、環境省の指針・マニュアルを踏まえて、騒音及び超低周波音に係る調査、予測及び評価を行う必要があると、国も計画段階の考慮を指針に求めています。 今回計画されている風力発電機は国内最大級の大きさになることから、風力発電機の大きさと音の大きさの相関関係等をシミュレーションで示して説明する義務が御社にあります。また、騒音・超低周波音の影響を考慮して、スキー場グレンデ・リフト降り場から視覚に映らない様に、巨大な風車の威圧感を考え、県境脊梁部から大きく離して当該計画の再考を求めます。	騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)等を参考に実施いたします。 騒音の評価については、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準である「騒音に係る環境基準」や、風力発電機からの騒音についての最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)等に表示されている評価方法を参考に行います。 風力発電機は技術革新により、静穏化が進んでおり、現在では風力発電機の体格が大きくなったといっても発生する騒音が大きくなるとは限りません。風力発電機のメーカーから騒音などのデータの提供を受けて、コンピューターシミュレーションにより風車騒音の影響を詳細に計算して、上記の評価基準を参考に影響を評価します。
14	②風車の影 風車の影については、高さ 150 メートルもある風力発電機が1キロ未満の個所に設置されるとすれば、大きさの威圧感、回転する風車の羽による影による環境影響が生じると考えます。風力発電機の配置検討については、風車の影に係る調査、予測及び評価を行う必要性を強く求めるが、スキー場としては影・風の影響が大きく回避できる場所までの予測、評価を行い、その結果により設置計画を再考、当該計画の見直し、廃止を強く求めます。 一年中、西側からの太陽の光による風車の影は極めて生活環境・農作物の成長・自然界の動植物に対しても、大きく影響があると思っています。(生活者の受忍限度をはるかに超える)	風車の影の影響についての研究が進んでいるドイツ等の諸外国においてもスキー場等の屋外施設については特に指針値等は設けられておらず、風力発電機がスキー場に設置されている例もございますが、風車の影の影響についての報告等は確認されていないようです。 風車の影につきましては、人が日中屋内にいる可能性がある住宅等を予測対象としており、「発電所に係る環境影響評価の手引き」にも予測の対象は住宅等の保全対象等と書かれていることから、住宅等に配慮して風車の影による影響を可能な限り回避又は極力低減するよう努めてまいります。 また、「風車の影」ではないですが、農作物への日照の阻害についても、風力発電機はブレードの幅が狭いことから、回転域内でも日照が遮られるのはごく一部であり、ブレードが回転していることから、日照が遮られるのは瞬間的になります。国内にも風力発電機が農地に設置されている例がございますが農作物に対しての重大な影響の報告等は確認されておりません。

(意見書 4 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	③水環境 当該計画の事業地に隣接する当施設は、表流水を用水として利用しており、その水源は嶽山から湧出する地下水がその源です。当該計画が地下水の湧出に与える影響を調査、予測及び評価することを強く求めます。 この表流水は簡易水道の用水であり、スキー場の人工雪を造るための事業水で、枯渇・汚濁等々、水環境にはスキー場の存続に係る重大な影響が起きます。到底、開発行為には納得はできません。当該計画の見直し、廃止を強く求めます。 島根県益田市道川の地権者同意があるので、開発で強行できるような態度は、地域住民、事業者等には到底納得出来る計画ではない。 広島県山県郡北広島町に所在する八幡高原の自然は、広島・島根県境の西中国山地脊梁部が構成して、計り知れない時間をかけて守られている、大変大切な自然環境である。このことに大きく留意していただく事を強く求めます。	風力発電所建設にかかる土地の改変は尾根上のごく浅い範囲に限られます。したがって、周辺の地下水の量に影響を与えることはほぼ無いものと考えておりますが、事業を実施する前にはボーリング調査を実施して、地下水位を把握した上で、地下水脈に影響を与えないよう工事計画を策定いたします。 開発に関しては、地元の方との話し合いを行い、理解を得ていきながら進めてまいります。自然環境に与える影響はできる限り低減する計画を策定いたします。
16	④景観 環境影響評価方法書説明会においても、最近接個所と想定される広島県山県郡北広島町西八幡原周辺からの景観に関する予想説明も乏しく、プロジェクターからも不都合個所は説明しようとしめない態度は余りにも義憤を感じている。島根県益田市道川からの「道の駅サンエイト美都」からの遠方写真で景観上問題は起きえない説明も、環境影響評価方法書説明会も余りにもずさんであり、本当に風車の影・日常の景観に対する住民等への配慮がありません。 広島県山県郡北広島町八幡原地区からの写真が一枚も示さず、説明会を推し進める姿勢は事業者としての姿勢を疑う。説明会をした実績を作ろうとする姿勢であり、真摯な説明姿勢ではないと感じる。説明会を行うには、地域住民・関係者等が本当に不安と思える事項には、十分に準備をして開催すべきです。不都合になったら、その場限りの誤魔化しと思える説明しかしないのは事業者として如何なるものですか。不都合は質問には、委託業者日本気象協会の担当者に丸投げで、専門用語でその場をしのぐのは開発事業者としての無責任な行為ではないか。前準備段階であっても、フォトモンタージュ等で計画完成予想図の作成をつくり、視覚的に理解しやすく説明する事が重要です。事業者として必要不可欠な説明要件であると強く思います。当該計画地を 360 度展開するシミュレーション図を示して下さい。地域に所在する住民にとって、日々の生活の場の自然景観は最も重要です。	現時点での視覚的なシミュレーションについて、不確定な状態で示すことは誤解を招くため、現時点の検討段階でのイメージを参考として示していることをご理解いただければと存じます。 今後、影響を低減するよう配置等の検討を進め、現地調査により確度の高い情報を得ましたら、それをもとに皆様がよりイメージしやすく分かりやすい工夫をしたフォトモンタージュを作成するなどより多くの情報をご提供のうえ、ご説明を続けてまいります。

(意見書 4 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
17	⑤人と自然との触れ合いの活動の場 計画段階配慮書では、事業実施想定区域に隣接所在する■■■のスキー場■■■を、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないことを理由にして、「人と自然との触れ合いの活動の場」であるにも関わらず、計画段階配慮事項から除外されています。事業実施想定区域に隣接し、北広島町の主要な観光地である■■■のスキー場が隣接してあります。重大な影響が予測されるにも関わらず、問題視していない姿勢に強い怒りを感じています。 間違いなく、■■■は県内外から多くの来場者がお越しになるスキー場です。北広島町の主要な観光施設であり、住民の雇用先にもなっています。当スキー場の施設を活用し、初秋には「八幡高原聖湖マラソン」も開催され、県内外から 3,000 人以上の参加者がお越しになり、八幡高原の自然を満喫しながらマラソン大会が開催され、多くの方々が八幡高原の自然を肌を感じ、参加されています。 スキー場にとっては、騒音・超低周波・風車の影・景観の変化などによる環境の変化は、来場者の減少につながる恐れがあり、スキー場の閉鎖や雇用の損失を招く可能性が大きくあります。当該計画を推し進めるとすれば当該計画の風力発電機設置予定位置を広島県山県郡北広島町西八幡原県境から大きく離し、当該計画で起こりうる問題点を考慮し変更を計画することを強く要望します。経営の根幹を揺るがす開発行為には断固反対です。 注) ■■■部は個人情報のため、伏字としました。	環境影響評価項目の「人と自然との触れ合いの活動の場」において、スキー場につきましては「山スキー」と「ゲレンデスキー」に区分しており、「山スキー」は「人と自然との触れ合いの活動の場」に該当するものの、人工的に開発された施設である「ゲレンデスキー場」や「リゾート施設」は基本的には選定外と考えております。 引き続き関係機関のご意見や頂戴したご意見等も踏まえながら、地元の皆様のご理解が得られる事業となるよう検討を重ねてまいります。 また、騒音・超低周波・風車の影・景観の影響につきましても、今後、現地調査により現状を把握するとともに予測及び評価を行い、影響の回避並びに低減に努めてまいります。

(意見書 4 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
18	⑥ブレードの回転による影響 配慮書の意見書にも書きましたが、「ブレード先端から翼端渦が下方に流れ去る。また風車の後流に円筒形の壁をつくり外部流の混合を阻み、風車後流の回復が困難となる。この状況は、風車回転から生じる風の影響をスキー場は受ける事になる。冬の降雪期に稜線に沿って林立する大規模な風力発電機が稼働することにより、雪が降る環境が損なわれる事態が生じ、スキー場の降雪条件に大きく影響し、スキー場への積雪量や雪質変化が起こり、経営資源に重大な影響がある。」と意見を述べました。御社は「これまでも積雪地域で風車が稼働している既設事例はありますが、風車の稼働による降雪条件や雪質が変化したという事例報告は余りありません。」と回答されています。現在稼働中の風力発電機は中規模程度の風力発電機であり、当該計画に記載された大型風力発電機は国内施工実績も乏しく、当該計画に示されている極めて近距離(1km 未満)にスキー場がある場所まで隣接している当該計画とは大きく条件が異なります。事例報告が無いので何の問題もないと言う考えは理解出来ません。スキー場存続にかかる重大な影響がある事を無視した回答ではないでしょうか。 国内事例で説明責任を果たした事にはなりません。海外事例には「風力発電所を設置した地域の地表温度は上がり、周辺の気温・降水量ひいては植生にまで影響がある。(米ハーバード大学研究チーム)」の報告もあります。如何ですか。 御社が営利目的で行う当該計画に於いて、国内の既成事実を持って問題がないと無視するような姿勢、不利な情報は無視する事は許されるものではありません。当該計画を急ぐ様な姿勢ばかりでは困ります。当該計画の規模に係る真剣な検討を求めます。	配慮書へのご意見に対する事業者見解に記載したとおり、現時点では積雪地域で風車が稼働している既設事例はありますが、風車の稼働による降雪条件や雪質が変化したという事例の報告はなく、判断は難しいと考えています。 ご懸念の件については、今後も、最新の知見や事例等の収集に努めてまいります。 施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて対応策等について検討いたします。 なお、積雪量や雪質の変化等については、近年の地球温暖化による気温の上昇や、気象条件の変化等も要因のひとつになっているものと考えられます。
19	⑦益田匹見風力発電事業計画について 当該計画の変更等再考する際に、広島県県境隣接個所に近い、風力発電機設置 14 番機・15 番機を県境から大きく離し、風力発電機の姿が視界に入らない個所で計画策定することを強く要望する。 お越し頂いたお客様に巨大な風力発電機を視界に入らないようにし、「騒音・超低周波音・風車の影・水環境・景観・人と自然との触れ合いの活動の場」に対する対応を行うように重ねて強く要望します。計画変更等が出来ない場合は、当該計画の中止を求めます。	今後、「騒音・超低周波音・風車の影・水環境・景観・人と自然との触れ合いの活動の場」といった環境要素について現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討していく中で、風力発電機の配置の再検討を行うなど、住民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

(意見書 4 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	⑧風力事業環境影響評価方法書の説明について 説明会においては、考察目線が島根県益田市からの眺望が中心で、環境影響評価項目の「人と自然との触れ合いの活動の場」である■■■を除外した評価手法は大きく問題と考えて抗議します。スキー場が所在する山頂付近に隣接する、島根県サイドに高さ 150 メートルを超える巨大風車が見える背景は、自然との触れ合い活動の場として、スキー場にお越しいただいた、お客様にも異様に感じるものとなり、風車の姿は興ざめ何物でもない姿です。「人と自然との触れ合いの活動の場」に対する専門的考察を、意図的に外している事に強く怒りを感じ、御社に対して経営姿勢に疑問を感じています。貴社の開発姿勢は如何なるものですか。共存共栄と言う考えは持ち合わせていないのですか。自社の利益追求が出来れば、他社への影響は考えないというのは反社会的行為ではないのですか。当該計画の説明会を行う際には、早急に視覚的に今回の計画に基づく、シミュレーションによる合成動画等による視覚的に説明できる分かりやすい説明を求めます。 広島県山県郡北広島町に所在する八幡高原の自然は、広島・島根県境の西中国山地の脊梁部から構成され自然が守られています。計り知れない時間をかけて造られた自然で環境は守られ、広島県・島根県にとって大変大切な自然環境であります。自然の風を利用した風力発電機であればこそ、自然環境を十分に配慮し、自然保護を考えた風力発電計画をなすべきです。 「環境影響評価方法書説明会」を開催するには、地域住民等に本計画を分かりやすく、理解しやすい説明を行い、そのための資料準備を十分にしておこなうべきです。 手続段階の段取りとして、住民説明会を開催したという既成事実を作ろうとするのではなく、理解しやすい説明会をするべきでないですか。大事な質問をしても理解できる説明もなく、質問に対する返答も曖昧です。当該計画を相互が真剣に考える場をつくる必要がありますか。地域住民等が参加する会場においても、予定開催時間を過ぎるのでここで打ち切るような進め方は反感を買うだけです。 注) ■部は個人情報のため、伏字としました。	現時点での視覚的なシミュレーションについて、不確定な状態で示すことは誤解を招くため、現時点の検討段階でのイメージを参考として示していることをご理解いただければと存じます。 今後、影響を低減するよう配置等の検討を進め、現地調査により確度の高い情報を得ましたら、それをもとに皆様がよりイメージしやすく分かりやすい工夫をしたフォトモンタージュを作成するなどより多くの情報をご提供のうえ、ご説明を続けてまいります。 なお、環境影響評価項目の「人と自然との触れ合いの活動の場」において、スキー場につきましては「山スキー」と「ゲレンデスキー」に区分しており、「山スキー」は「人と自然との触れ合いの活動の場」に該当するものの、人工的に開発された施設である「ゲレンデスキー場」や「リゾート施設」は基本的には選定外と考えております。 頂戴したご意見も踏まえ、共存共栄可能な事業となるよう引き続き検討を重ねてまいります。 現地で調査が終了した後、環境影響評価準備書を作成し、準備書の縦覧、説明会を開催させて頂く予定です。説明会では、住民の皆様丁寧に説明を行い、住民の皆様のご懸念に応えられるように努めてまいります。
21	株式会社■■■の当該計画に対する要求は 1. 「益田四見風力発電事業」は広島・島根県境から大きく離れ、県境から風力発電機が視覚的に見えない位置まで、当該計画の変更を強く要求する。 注) ■部は個人情報のため、伏字としました。	国立公園、県立公園などの場所で、風力発電所設置の事例もありますが、リゾート地と風力発電所の離隔距離につきまして、調査や検討を実施します。 離隔距離を含めまして、今後様々な分野での環境への影響を調査した上で、風車位置の決定を進めてまいります。
22	2. 当該計画の実施による重大な影響などを回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置などの再検討、対象事業実施区域の見直し、基数の削減を含む事業計画の見直しを行う事を要求する。事業計画の見直しが出来ない場合は、当該計画の取りやめを要求する。	風力発電設備の配置等の検討については、専門家等の助言を得ながら最新の知見、科学的見地に基づく調査、予測及び評価を行い、影響の回避又は極力低減するよう努めます。 なお、環境影響を回避又は十分に低減出来ない場合には、事業計画の見直しも検討します。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	1. はじめに 高津川は、益田圏域の誇る自然財産であり、清流日本一に平成 22 年度から連続 4 回選出された全国的にも貴重な河川であり、流域にダムのない川としても知られ、流域住民が愛する川であるとともに、全国にも釣り人をはじめとするファンの多い川である。 また、高津川では古くから川漁が営まれており、現在も多く漁業協同組合員が漁業に従事し、鮎・ツガニ漁等の漁業を行っており、当漁協の年間取扱高は約 1 億 5 千万円に上る。さらに、高津川ブランドの鮎を求め、全国から釣り客が訪れ、鮎釣り等を楽しんでいる。こうした釣り客がもたらす観光収入もまた多大なものがあると考えている。そして、何より、流域の子どもたちは幼い頃より高津川での川遊びを楽しみ、故郷の風景を心に焼き付けながら育っている。このように高津川は漁業協同組合員のみならず、地域住民のかけがえのない宝である。 2. 環境影響評価方法書について この度、(株)アジア風力発電が計画している(仮)益田四見風力発電事業の建設予定地は、高津川の主要な源流部の一つである四見川水系に位置している。環境影響評価方法書(要約書)3 ページの建設予定地の図によれば、風力発電所建設予定地は道川地区元組集落付近から広島県境にかけての標高 700m～900m の尾根筋付近約 4km に渡って計画されている。 この建設予定地付近では、四見川水系生山川、押ヶ谷川の他にも、名前が付けられていない無数の谷川が四見川に流れ込んでいる。計画通り巨大な風力発電所が建設されたならば、建設工事の段階から、大量の砂泥が谷川から四見川水系に流れ出すことが想定される。そうなれば、源流部のゴギやヤマメといった渓流魚・底生動物の生息は不可能になる。また、それにとどまらず、砂泥が流れ出すことによりさらに下流の岩や石が泥で覆われることとなり、珪藻類の生育が妨げられる。その結果として、鮎をはじめとする高津川水系の魚類の餌資源が大きく損なわれることが予想される。このように源流部の水環境に大きな影響が出れば、当然ながら水域に生息する動植物にも大きな影響があることは明らかである。 建設が終了し、風力発電所が稼働した段階では、尾根筋に幅約 6m、長さ約 4km の管理道と風力発電機のタワーの土台には 50m 四方の裸地が出現する。管理道は尾根筋を開削して作られていることから管理道とほぼ同じ距離、そして高さ数 m の法面ができる。これらを計算すると少なくとも、70,000m² 以上の裸地が出現することになる。 環境影響評価方法書の調査、予測及び評価の方法(水環境)によれば、<u>水系 9 ヶ所で 4 季に水質調査を実施すると述べられているが、源流部の尾根筋を大規模に開削する風力発電所建設工事を行うことは水脈の改変、土砂流出を伴うことは調査以前に自明である。</u> 方法書によれば、この水質調査は平水時に行うことになっており、肝心の降雨時については「<u>6. 予測時の基本的な手法</u>」において、<u>「沈砂池からの排水が河川等に達すると推定された場合、予測に必要な河川を対象に 1 回行う。」と記されている。</u>これでは、	「清流日本一」の根拠は「BOD(生活科学的酸素要求量)の 75%値の測定結果が 0.5mg/L 未満であった」を基準として国土交通省が毎年発表し、年により多少の出入りがあります。BOD は有機汚濁の度合いを示す指標です。本事業の実施に当たり、有機汚濁を発生させる恐れのある生活排水はすべて汲み取りによって処理し、公共用水域に排出しない計画としており、本事業が高津川の BOD に与える影響はありません。 風力発電所建設の際には尾根上に裸地ができますが、工事の第 1 段階で「沈砂池」の工事を行います。この沈砂池は、工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。 沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査において確認できた常時水流までの距離を確保できるように設定いたします。さらに、沈砂池排水口付近には「布団かご」の設置、枝条散布などの濁水浸透対策を施します。以上の対策により、工事中に発生する濁水による、下流河川への濁りの影響は回避できると考えております。 水質調査の頻度につきましては、比較的水質の変動が大きい都市河川の公害監視が目的の水質調査では、1 か月に 1 回の調査を実施することがありますが、環境の把握目的で実施する水質調査は、4 季に 1 回調査することが一般的でありますので、調査頻度を増加させることは考えておりません。 降雨時調査につきましては、方法書には「沈砂池からの排水が河川等に達すると推定された場合、予測に必要な河川を対象に 1 回行う。」と記載させていただいておりますが、予測の実施の有無に関わらず、事前に降雨時調査は実施させていただきます。 なお、環境影響評価制度では、通常範囲の降雨があった場合に河川への濁水の影響の有無または程度についての予測評価を行うとともに、どのような保全措置を取れば環境影響を回避または低減できるか検討することを目的としています。集中豪雨時の対応は「災害対応」であるため、環境影響評価とは別の手続きである「森林法に基づく開発許可」の手続きの中で、別途協議・検討させていただきます。

近年相次ぐ時間雨量 100mm を超えるような局地的集中豪雨時の対応が想定されているとは考えられないとともに、環境影響評価配慮書に対する島根県知事意見の 3. 水環境で述べられている「・・・濁水による影響の評価にあたっては近年増加している集中豪雨等の傾向も考慮すること。」という事項を反映していないものである。また、濁水、砂泥の流出については平水時に調査することよりも、降雨時、特に集中豪雨時の調査が不可欠であると考え。このような杜撰な調査計画を示す事業者が、尾根筋に広大な裸地を創出することになる風力発電所建設をすることに断固反対する。 3. 結論 当■■組合では、毎年高津川の漁業振興のために稚鮎、ヤマメの放流を始め各種の事業に取り組むとともに、■■の組合員、県や市の関係者、保育園の園児、小学校の児童や地域住民の皆さんと合同で、毎年海・川・山の連関の重要性を PR するとともに、山の保全等を目的に植林事業も行っている。また、漁協組合員だけでなく地域住民も自治会単位で河川清掃に参加したり、筏流し等の行事を開催したりして、高津川の環境保全活動に取り組んでいる。 この度の(株)アジア風力発電が計画している(仮)益田匹見風力発電事業は、これまで■■組合員、そして流域住民等の皆さんが積み重ねてきた努力を無にするものである。 また、(仮)益田匹見風力発電事業は漁協組合員の漁業権及び流域住民の生活権に著しい不利益をもたらすことが予見されるので、本事業の中止を強く求めるものである。 注) ■部は個人情報のため、伏字としました。	
--	--

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	1. 清流・高津川(匹見川)の上流で計画されていますこの事業が、説明された「環境影響評価」によって行われるのであれば、私は漁業者として「事業に反対」します。 この事業の環境影響方法書の20の評価要素をみると、わたしたち漁業者に特に関係のある「水質調査」はあまりにも簡単・杜撰すぎます。その水質調査の基準は次の通りです。 (水質調査の基準)水質について造成等の施工による一時的な影響を、①水の濁りを、②4季節各1回、沈砂池からの排水が河川に達するか・・・で予測する。 この内容で環境への影響を予測し判断するのであれば、「形式的な環境影響評価」であることは明らかです。このような「環境影響評価の方法」には納得できません。 この方法によって環境への影響が評価され、「影響は少ない」として工事・事業がなされ、被害が出れば、私たち漁業者は、この事業主体者の環境対策への姿勢を許すことはできません。 (いかに、現状で環境影響調査がこのレベルでよいと設定されていても、それは地元民・地元の自然を大切にしたい取組ではないことが問題なのです。) 企業活動の推進により、「環境への配慮を欠いた開発工事が行われる」可能性が、今回の「環境影響評価方法」にはあると判断します。地元漁業者の心配に親身に配慮・対応しようとする内容ではありません。そこで、この「環境影響評価」によって工事の決定がなされるのであれば、私たちは漁業者として「事業に反対」します。	風力発電所建設の際には尾根上に裸地ができますが、工事の第1段階で「沈砂池」の工事を行います。この沈砂池は、工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。 沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査において確認できた常時水流までの距離を確保できるように設定いたします。さらに、沈砂池排水口付近には「布団かご」の設置、枝条散布などの濁水浸透対策を施します。以上の対策により、工事中に発生する濁水による、下流河川への濁りの影響は回避できると考えております。 環境影響評価制度では、環境に影響を与える恐れがある要素を抽出し、それを回避、低減できる保全措置を検討して実行するための制度です。集中豪雨時など異常時は、事業の実施の有無にかかわらず、河川は濁ってしまいますが、本来河川が濁るはずがない平水時や、通常の降雨があった場合に、周囲に環境影響を与えないための方策(環境保全措置といいます。)を検討し、実行することが主眼です。 水質調査の頻度につきましては、比較的水質の変動が大きい都市河川の公害監視、有機汚濁量の監視が目的の水質調査では、1か月に1回の調査を実施することがありますが、環境の把握目的で実施する水質調査は、4季に1回調査することが一般的でありますので、調査頻度を増加させることは考えておりません。

(意見書 6 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	2. 清流・高津川(匹見川)の上流が、流出土砂・泥などの堆積により変化すれば、鮎・ツガニ・ウナギに代表される中流域の漁業への影響が出ることは明らかなです。そこで、環境保全のための十分な対応が確保されない中では、私は漁業者として「事業に反対」します。 平成 25 年 7 月の「高津川上流・津和野名賀方面での豪雨災害による土砂の流出」(匹見川水系ではない)「その復旧工事」により、中流域・下流域の漁場の悪化・漁獲の減少が起きました。 今回は、災害ではなく「人的事業」です。方法・対策により食い止めることができます。 そこで調査方法等についてです。 ①建設機械の稼働による影響評価も必要です。 ②調査時期は、特に雨量の多い状況で何度も測定する(この工事・事業で重大な影響が出ないように対策を検討するため。)必要があります。駐在員がおらず、即時調査対応が難しいのであれば、地元民に協力を要請したらよいと思います。 ③また、「沈砂池」のレベルでは土砂流出は食い止められないことは、集中豪雨を想定すれば明らかなです。現地での適切な調査があればそのことは明らかになるはず。費用がかかっても「砂防ダム」の設置検討が必要だと考えます。 ④調査場所も、予定されている近辺 8 か所だけでは不十分だと考え、道川から匹見へかけて流出土砂・泥などの調査が必要です。 このように、地元に住んでいるからこそ「よくわかってる」住民の声を聴き・反映させ、地元漁業者の心配に親身に配慮・対応されるよう要請します。	風力発電所建設の際には尾根上に裸地ができますが、工事の第 1 段階で「沈砂池」の工事を行います。この沈砂池は、工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。 沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査において確認できた常時水流までの距離を確保できるように設定いたします。さらに、沈砂池排水口付近には「布田かご」の設置、枝条散布などの濁水浸透対策を施します。以上の対策により、工事中に発生する濁水による、下流河川への濁りの影響は回避できると考えております。 ①ご指摘の、平成 25 年 7 月の「高津川上流・津和野名賀方面での豪雨災害による土砂の流出」(匹見川水系ではない)「その復旧工事」により、中流域・下流域の漁場の悪化・漁獲の減少は、建設重機等が河川に直接入って実施する復旧工事によりもたらされたものであり、一般的な風力発電所建設工事には該当しないものと考えます。 ②降雨時調査に地元の方の協力というお話は、大変ありがたいのですが、降雨時に河川で流量を調査することには危険が伴いますので、降雨時調査に慣れた調査員にお任せいただきますよう、お願いをいたします。 ③砂防ダムの設置は、それを建設することにより、建設中に河川の濁りが発生すること、供用時には下流に運ばれる砂の量の減少により、下流部に生息する生物の生活環境を変えてしまいますので、慎重に考える必要があります。 ④調査地点の設定にあたっては、風力発電機の設置に伴う造成工事による影響を考慮して集水域を検討し、それぞれの下流端としました。 土壌の調査につきましては、事業実施区域の代表的な土壌を採取し、沈降試験を実施することによって、沈砂池でどのくらいの時間水を滞留できれば濁りが低減できるかを調査いたします。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	私たちは、2019 年夏、高津川の源流道川地区に大規模風力発電所を建設するという計画を知り、益田市民及び高津川の流域に住む住民のかけがえのない宝である清流高津川を環境を護ることを目的に 2019 年 11 月に発足した市民団体です。貴社が計画している(仮)益田四見風力発電所(以下四見風力という)の環境影響評価方法書(以下方法書という)について意見を述べさせていただきます。 まず申し上げたいことは四見風力の計画が自然環境を破壊するリスクが大きすぎるということです。世界的な動向として、再生可能エネルギーの導入が求められていること、我が国としても地球温暖化対策として再生可能エネルギーの導入が喫緊の課題であることは十二分に承知しています。しかしながら、再生可能エネルギー導入の目的はあくまでも環境を保全し、持続可能な社会を構築するための方策であるはずで。ところが、今回貴社が計画されている四見風力建設は後述する通り高津川の源流部の豊かな自然に取り返しのできない大きな影響を与え、高津川の流域に住む市民の生活を脅かす恐れが大きいものと考えます。 方法書全体を通して言えることは、環境影響評価の方法が現地の自然環境の把握には不十分であるということです。説明会では貴社の担当者は経済産業省のマニュアルに基づいて作成したと説明していますが、配慮書の段階で、島根県知事、住民や自然保護団体から出されている意見書で指摘されている項目についての対応がなされていないと考えます。 具体的にあげれば、 総括事項 ・周辺自然環境の重要性の認識が不十分。(高津川の源流は生物多様性の宝庫)	風力発電所建設の際には尾根上に裸地ができますが、工事の第 1 段階で「沈砂池」の工事を行います。この沈砂池は、工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。 沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査において確認できた常時水流までの距離を確保できるように設定いたします。さらに、沈砂池排水口付近には「布団かご」の設置、枝条散布などの濁水浸透対策を施します。以上の対策により、工事中に発生する濁水による、下流河川への濁りの影響は回避できると考えております。 自然環境の状況等については、今後、動物・植物・生態系など各環境要素について現地調査により現状を把握してまいります。
27	・環境影響評価の方法が具体的でなく、予測評価の方法も曖昧。	環境影響評価の調査手法、予測及び評価手法の検討にあたっては、現時点の事業計画・工事計画等を踏まえるとともに、配慮書に対する各意見をお聞きしながら検討し、方法書に記載したとおりです。 今後、具体的な調査地点を絞り込み、設定したのち、現地調査を実施いたします。予測及び評価については、実施する時点における最新の知見等を参考に、よりよい手法を検討し実施いたします。
28	・周辺の風力発電施設との累積的な影響の評価が求められているのにその方法が全く示されず、今後検討したいとの回答のみ。	周辺の既存風力発電施設との累積的な影響については、現地調査により現状を把握した上で、その影響の程度について予測及び評価を行います。なお、周辺の既存風力発電施設の諸元等の入手については課題も残るため、どのように予測するか、検討してまいります。

(意見書 7 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	・配慮書、方法書などの情報公開を積極的にするように特に求められているのに、改善されていない。インターネットで縦覧ができるといいながら、一部の偏ったブラウザでしか閲覧できない。自治体からの配慮書の段階で指定されているのもかわらず、対応がされていない。	電子縦覧では、閲覧を行いつらい状態にあるということで、ご迷惑をおかけしました。 電子縦覧に関しまして、縦覧開始時はMicrosoft社のInternet Explorerのみで閲覧可能な状態でありました。その後、住民説明会で左記の御意見を頂き、Google社のChromeでも閲覧可能な状態に変更致しました。またその際、Internet Explorerでのみ閲覧可能な状態の時期に閲覧できなかった方々への対応として、縦覧期間を2週間延長しております。 電子縦覧開始時から終了まで印刷は常に行える状態となっております。
30	・耐用年数終了後の風力発電施設撤去等の質問に対する回答も、「金融事業者が審査しているので安心」との回答を繰り返すだけで、貴社がどのように責任をもつのか具体的に示されない。	事業者として本風力発電施設を安全に運営し、近隣住民の方にも安心して頂ける様、事業の開始から終了まで責任をもって、施設の保守・維持管理活動を実施してまいります。 一方で、20年以上に渡る事業を、民間企業が最後まで責任を負えるのかとのご指摘は尤もであり、倒産リスクは限りなく小さいとお伝えすることはできません。よって、本事業の継続性を確保とすためにも、本事業は、プロジェクト・ファイナンスを採用し融資銀行にも事業の継続性に対して、責任の一端を担って頂くこととします。一般的にプロジェクト・ファイナンスでは、事業方針や運営方法へ融資銀行の意向も反映する一方、事業者に信用不安、若しくは事業運営能力がないと合理的に判断された場合、予め融資銀行に付与される「ステップインライト」という権利が行使され、一旦、全ての設備、契約上の権利、義務は融資銀行に移管され、十分な運営能力を持つ事業者へ事業売却、若しくは運営を委託することで、企業は継続せずとも、事業の継続は可能とする仕組み作りを行います。 以上、事業者側も万が一に備えた取り組みを予定していることをご理解頂けると幸いです。
31	・近隣の運転中の風力発電施設の運転後の影響を説明して欲しいという質問にも、「その発電所を運転している事業者に聞いて欲しい。」というような不誠実な回答である。	近隣の運転中の風力発電施設の稼働による影響については、その発電所を管理・運営している事業者を確認すべきものと考えています。
32	個別事項 1. 騒音・低周波 住民説明会では、「環境省の指針では0.8km離れれば、騒音は気にならない。」というデータを示しているが、そのデータの根拠となった風車の規模は明示されていなかった。データを採られた年代から推定されるのは、出力1000kw規模の風車である。今回四見風力が計画中の風車は最大出力4300kwの規模であり、当然ながら騒音・低周波の規模が大きくなることは明白である。すでに風力発電所が稼働している浜田市弥栄町では風車(出力1670kw)から約5km離れた地域でも風車の音が気になるという訴えもある。 騒音・低周波音の予測調査にあたっては、住民の不安に真摯に応える調査を求める。	住民説明会でお示しした資料は、「既存の風力発電施設の周辺における騒音測定結果」と、「その測定結果と同様の騒音レベルの目安」をご紹介したものです。 調査地点については、風力発電機に近く各住居等への影響を把握し、騒音環境を適切に代表しうる地点として、方法書に示した8地点を前提として今後検討してまいります。予測にあたっては、地形による回折等の影響も考慮した解析を行い、調査地点だけでなく、地域全体を対象として実施いたします。

(意見書 7 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	2. 水環境 配慮書段階での本会からの意見書において、「何度も水質日本一になっている高津川」と強調しているにも関わらず、方法書には高津川の名前は全く出されていない。あえて高津川の源流部に建設されることを一般市民に意識させないようしているとさえ感じられる。 また、住民説明会で、住民が水質の悪化を心配し、質問しても「マニュアルに基づき調査する。」とか「標準的な手法で調査する。」とかいうような一般論の回答しか返ってこない。 方法書の 4. 2. 1 調査、予測及び評価の手法では、大気環境についてはおよそ 20 ページに渡って詳しく述べられているが、流域住民が最も懸念している水環境についてはわずか 5 ページのみ軽く触れられているに過ぎない。しかも、調査項目は浮遊物質 (SS) のみであり、不十分だと言わざるを得ない。 管理道や風力発電機のヤード造成工事では、コンクリートを使うことは明らかであり、アルカリ性の水が下流に流れ出すことは容易に想像できる。然るに、流水対策は沈砂池のみ、しかも、ヤードごとの一重というような簡易な方法では、下流の高津川に大きな水質の悪化を及ぼすことが十分予想される。 何より、県知事意見 3. 水環境に特筆されている「工事中及び供用後に発生する土砂や濁水による周辺地域の水環境への影響および変化が予想されることから、下流域も含めた必要な調査、予測及び評価を行い、地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう適切な環境保全措置を実施すること。また、濁水による影響の評価にあたっては近年増加している集中豪雨等の傾向も考慮すること」については、下流域の表見峡付近での調査も計画されていないし、集中豪雨への配慮については、「降雨時に必要を認めた時、1 度実施する。」というような計画である。県知事意見に対して真摯に対応しているとはとても思えない内容である。より慎重な調査をするべきである。 水質に関する調査では、以下のことを追加されたい。 ①調査回数を増やす。 平水時 4 季に 1 回 から、 毎月 1 回以上 降雨時 沈砂池からの排水が河川まで達すると推定された場合、予測に必要となって地点を対象に 1 回。 から、 時間雨量 10mm 以上の強い雨が予想される時は毎回、設定したすべての調査地点で実施する。 ②調査項目を増やす。 水の濁り (浮遊物質) から、 水の濁り、pH、COD、底質の状態、水生昆虫相	高津川につきましては、事業実施区域を集水域の一部とする匹見川が高津川に合流するのが、石見横田駅付近の横田橋付近で、下道川上に設定した調査地点から合流地点まで約 48km あること、下道川上から横田橋までの区間で多くの支流が合流してくること、合流してから益田港までが約 12km であることから、調査地点としては選定しておりません。 ①水質調査の頻度につきましては、比較的水質の変動が大きい都市河川の公害監視、有機汚濁量の監視が目的の水質調査では、1 か月に 1 回の調査を実施することがありますが、環境の把握目的で実施する水質調査は、4 季に 1 回調査することが一般的でありますので、調査頻度を増加させることは考えておりません。 降雨時調査につきましては、方法書には「沈砂池からの排水が河川等に達すると推定された場合、予測に必要となった河川を対象に 1 回行う。」と記載させていただいておりますが、沈砂池位置が正確に決定していない場合には、排水口からのやや濁った水が河川等に達するかの正確な判断ができませんので、降雨時調査は、平水時調査を行う地点で実施させていただきます。なお、降雨時調査の頻度につきましては、日没後の作業が大変危険であること、集中豪雨時には河川に近づくこと自体危険であることを考慮に入れ、昼間に降雨ピークが来る 1 回とさせていただく予定です。 ②水質調査の項目につきましては、アルカリ排水のご心配があるようですが、pH については一律排水基準以下に調整してから地下浸透させる計画ですので、浮遊物質のみとさせていただきます。COD は、有機汚濁を疑似的に判断できますが、河川の水環境基準項目ではなく浮遊物質とある程度の相関があること、工事中の生活排水は公共用水域に排出しない計画ですので、選定いたしません。また、底質の状況につきましては、河川を改変する工事を実施しないため、選定いたしません。水生昆虫は別途、魚類、底生生物調査として実施いたしますので、詳細は方法書 350, 362 ページをご参照願います。 なお、環境影響評価制度では、通常範囲の降雨があった場合に河川への濁水の影響の有無または程度についての予測評価を行うとともに、どのような保全措置を取れば環境影響を回避または低減できるか検討することを目的としています。集中豪雨時の対応は「災害対応」であるため、環境影響評価とは別の手続きである「森林法に基づく開発許可」の手続きの中で、別途協議・検討させていただきます。

(意見書 7 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	3. 地形・地質 知事意見 4(1) 地形及び地質への配慮の事項では、県が指摘している土砂災害への配慮が全くされていない。この地域は石英質の火山灰が固結した岩盤からなる地域であり、粘土分が少なく、風化し崩れやすい脆弱な地質である。この特徴に対しての具体的な調査の方法は今回の方法書では何ら触れられていない。このような場所に数 km に及ぶ管理道や風力発電機ヤードのような大きな裸地を作れば、集中豪雨時に崩壊や土砂の流出が発生するであろうことは容易に想像できる。 また、説明会で住民からの「土砂災害危険地域内に 6 基の風車が建設される計画であるがなぜか?」という質問には、これから調査をして可能かどうか判断するという回答であった。配慮書ならいざ知らず、方法書の段階においてこれでは、事業者の計画に対する本気度がまるで感じられない。配慮書に対する審議会や意見書の段階で、方法書では「より熟度を高め、具体的な計画を示すこと」が求められていたにも関わらず、配慮書とほとんど変わらない熟度の方法書が示されたことは全く不誠実な対応であると言わざるを得ない。	土地の安定性につきましては、環境影響評価項目としては取り上げておりませんが、風力発電機建設の際にボーリング調査も含めた地質調査を実施し、土地の安定性に問題があると判断する場合にはその場所への設置をいたしません。方法書の段階では、風力発電機設置範囲と大まかな場所は決定しておりますが、詳細場所につきましては今後の精密な地質調査を経て決定いたします。これは、現地調査結果が出る環境影響評価の準備書の段階で詳細な設置位置がほぼ決定し、次の評価書の段階で確定するという事情があるためです。 事業に対する「本気度が感じられない」とのご指摘ですが、事業に対して本気であるからこそ、風車の設置位置について慎重に検討を重ねていく所存ですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 なお、土砂災害危険箇所指定されている 6 地点の風車に限らず、すべての風車の箇所について地質調査を行います。その結果を踏まえ、関係機関と協議の上で造成設計することで、土砂災害防止対策を考慮した計画を作成いたします。

(意見書 7 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
35	4. 動物・植物・生態系 配慮書段階の島根県知事意見で触れられているように高津川水系には国の天然記念物であるオオサンショウウオ、絶滅危惧種 IB 類であるゴギ、イシドジョウなどの貴重な動植物が生息している。中でも匹見川は高津川で発見され高津川の名前が学名にもなったイシドジョウ <i>Cobitis takatsuensis</i> (別添資料 1)、近年新種とされ学名に匹見の名前が付けられたイシドコ <i>Odontobutis hikimiusu</i> (別添資料 2) の主たる生息地である。方法書ではこれらの魚種について触れられていないが、匹見川源流部での大規模な土木工事はこれら希少魚種の生息に重大な影響を及ぼすことは明白である。方法書で述べられている「沈砂池の設置、管理道への側溝設置、排水口への布団かご設置などの対策」ではこれらの魚種の生息環境を保全するには不十分である。 また、希少猛禽類では、環境・経済産業大臣意見で触れられている天然記念物イヌワシについては省かれ、生息することが明らかにされている絶滅危惧 IB 類クマタカを中心にした調査が計画されている。クマタカと、イヌワシでは調査範囲、調査地点の違いがあり、大臣意見を反映した調査方法とは考えられない。この地域近隣では昨年、一昨年と続いてイヌワシが観察されており、イヌワシに対応した調査方法を計画すべきである。 さらに、クマヤシカ、イノシシなど獣類については、周辺で稼働している風力発電施設との累積的な影響が十分考慮されるべきである。クマ、イノシシ、サル、シカといった獣類は住处である奥山に巨大な風力発電所が建設されることにより追い出されることになる。山頂部に巨大風車群ができることから、動物たちの逃げ場は麓の人里となるであろう。住民説明会でそのことを問われると、事業者からは、「かつての自分の経験では、心配したほどではなかった。」という都合の良い回答しかなかった。 住民が心配しているにも関わらず、累積的な影響の評価の方法はこれから検討するといった姿勢である。住民説明会で質問しても、本当にやるかどうかやるならどのような方法で行うのか明らかにしなかった。それどころか、「他の事業者さんがデータを公開してくれるのかどうかかわからないので、なんとも言えない。」などと、先発事業者への責任転嫁とも取れる発言があった。 累積的な影響の評価については、配慮書段階から関係大臣、知事、自治体首長のいずれからも求められているものであり、明確な方法で詳細な調査を実施されたい。 注) 別添資料は省略しました。	改変等の工事により発生する濁水の排出を極力おさえられるよう、ご指摘いただいた沈砂池の設置等の対策を適切に講じることで、河川への影響も低減をはかってまいります。 希少猛禽類の生息状況調査では、対象事業実施区域及びその周辺を調査範囲とし、調査をおこなっています。クマタカだけではなくイヌワシ等その他の猛禽類についても注視して確認をおこなってまいります。 クマヤシカ、イノシシといった哺乳類についても調査対象とし、現地調査をおこなってまいります。 累積的な影響について、例えばクマタカ等の猛禽類の行動圏が他事業にまたがることを確認された場合には、検討が必要になると考えます。このような場合には、他事業の進捗にもよりますが、情報共有に努め、適切に影響予測できるよう努めてまいります。

(意見書 7 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	5. 景観 住民説明会で景観の項目についての説明の際には、ほぼ見え方に影響はでないという説明であった。北広島町住民から具体的な場所を示され、次の説明会でその場所からのフォトモンタージュの画像を準備するように求められると、「時間的に間に合わない。」と拒否した。こうした貴社の姿勢は住民に対して、不誠実であり、説明そのものの信用性を無にするものと考ええる。 後日、八幡での説明会で当該質問者が作成されたフォトモンタージュによると、広島県北広島町八幡地区からはかなり大きく風車群が見えることがわかった。 益田市内の権現山山頂、春日山、日晩山、岩倉山、広見山、鈴ヶ岳といった眺望点からも北広島町から見えるのと同様にかなり大きく風車群が見えることになる予想される。これらの箇所は、方法書では「人と自然との触れ合いの活動の場」としては取り上げられていないが、近隣の登山愛好家から親しまれている山であり、登山を楽しむ人も多い。「人と自然との触れ合いの活動の場」として加えられたい。 結論 貴社が今回示された方法書は内容的に不十分な点が多々あり、匹見風力建設計画を進められることは高津川の源流の自然環境を大きく破壊することにつながると考えます。 私たちは祖先から受け継いできたかけがえのない高津川の清流を失うことは決してできません。貴社に益田市への風力発電所建設計画を断念されるよう強く求めます。	現時点での視覚的なシミュレーションについて、不確定な状態で示すことは誤解を招くため、現時点の検討段階でのイメージを参考として示していることをご理解いただければと存じます。 今後、影響を低減するよう配置等の検討を進め、現地調査により確度の高い情報を得ましたら、それをもとに皆様によりイメージしやすく分かりやすい工夫をしたフォトモンタージュを作成するなどより多くの情報をご提供のうえ、ご説明を続けてまいります。 権現山、春日山、日晩山、岩倉山、広見山、鈴ヶ岳につきましては、風力発電機の設置予定位置から 3km 以上の離隔があり、考え得る変化は眺望景観の変化のみであること、眺望景観の変化による影響が懸念される地点は「景観」項目で選定していることから、「人と自然との触れ合いの活動の場」項目としては選定しておりません。 今後、現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討していく中で、みなさまのご理解を得られるよう努めてまいります。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
37	計画地周辺にある匹見川またその支流の多くは、国指定の特別天然記念物であるオオサンショウウオの貴重な生息場所である。さらに、これらの河川は絶滅危惧種Ⅰ類(CN+CR)である中国地方固有のイワナであるゴギの生息密度が非常に高い地域である。計画が実施された場合、これらの生息環境が土砂によって埋まり、絶滅に拍車をかける可能性がある。しかし、提示されている資料から判断すると、河川生物に関する環境アセスメントが適切にされていない。工事をしてからでは遅いので適切な対応をお願いしたい。また、水生生物だけでなく鳥類、植物、昆虫など多くの絶滅危惧種にとって、計画地周辺は重要な生息場所となっていることは、提示されているデータや近年の調査データからも明らかである。このような環境に風力発電所を設置することは、生物多様性条件に反するように考えるが、貴社はその点についてどのように考えているかご回答願いたい。あくまでも CO₂ 削減によって生物多様性を守るという観点ではなく、生物にとって重要な地域で工事の計画を立てていることに対する貴社の考えをご回答願いたい。	水生生物の生息環境への影響を極力低減するため、土砂の流出防止策を講じること、沈砂池を設ける等の濁水対策を講じてまいります。 対象事業実施区域における動植物の現地調査を実施し、どのような貴重な生物がどこに生息・生育しているかを把握します。現地調査は方法書にお示した内容に基づきおこなってまいります。現地調査の結果や有識者の助言等を踏まえ、生物多様性にも配慮できるよう、また、極力影響が低減できるよう、適切に事業計画を検討してまいります。 弊社としても生物多様性は、非常に重要な概念です。そのため、本事業の実施前に、事業計画地及びその周辺における生物の生息状況の調査、及び本事業による生物への影響の予測・評価を適切に実施致します。 また左記では議論より除外された CO₂ 削減によって生物多様性を守るという観点は、看過できないものとも考えております。2019 年 9 月から続く豪州森林火災をはじめ、世界各地で頻発する森林火災は、地球温暖化が原因であると、国際研究機関は公式に発表しております。

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
38	1 景観 我々の暮らす八幡高原は臥龍山・大佐山・聖山・高岳などのブナの原生林が残る自然豊かな 1000m 級の山々が連なり多くの登山客が訪れている。特に今回の計画では高岳から 1.3km と風車が目の前にそびえることとなり登山を楽しくものからは到底容認できない距離です。 また、八幡高原の冬の一番の観光地である■■■の 2 号リフトの降り口からは 800m とあまりにも近くスキー客の激減につながり冬場の就労場所がなくなる危険性が多分にあります。 このことから設置場所についてはスキー場や高岳などから見えないことが必須だが、西に集中すると道川地区の集落に影響があることから設置場所は限定され则认为します。 八幡高原の暮らしと登山家や自然愛好家に配慮し道川地区の民家に近いところには設置しないことを強く要望します。 自然エネルギーを推進される貴社が自然を大切にしている地域の環境・景観を壊してまで建設される必要がどこにあるのですか。絶対に大切な景観を守ることを前提に事業を進めてください。私たちはこれから永遠にこの地に住み続けていくのです。 注)■■■部は個人情報のため、伏字としました。	本事業計画地周辺は、自然環境が豊かな場所と理解しております。本事業の実施前に、事業計画地及びその周辺における環境影響の調査を適切に行い、それを基に設備、工事の影響度を予測して参ります。 現地で調査終了以降、環境影響評価準備書を作成し、準備書の縦覧、説明会を開催させて頂く予定です。 説明会などをおして、住民の皆様のご懸念にえられるよう努めてまいります。
39	2 風車の影 この度の風車の建設予定地は八幡高原に西側の獄山から道川に向けて予定されていますが八幡高原に近い 4 基がもし建設されると長時間にわたり西日が当たる八幡高原の住民に風車の影が襲い掛かる住民が暮らしていけない状況を作り出す大変危険な計画です。影が動く恐怖？生活していくうえで逃げようのない恐怖です。私たちの生活の場を奪うような行為は絶対許せません。廃止を含む建設予定地の変更を求めます。	風車の影のかかる範囲は、全方向に一律的に伸びるわけではなく、太陽の動き、地形やその他の遮蔽物の存在、風力発電機の配置及び機種により異なります。 今後、事業計画をより具体化する段階において、上記の要因を考慮した予測を行い、住宅を含む配慮が特に必要な施設等への風車の影の影響をより回避又は極力低減する計画となるよう努めてまいります。
40	3 風車の騒音 先日、島根の十六島風車公園に行ってきました。タワーの高さ 75m、羽の長さ 44m(1 枚)の風車(3000kw)が 26 基建てられていましたが風切り音の大きさに驚かされ恐怖さえ覚えました。近くの多岐にある小型の風力発電機の近くにも行きましたが音の大きさ、音の質が全く違います。 風車が大きくなると音は予想以上に大きくなっていました。今回予定されている風車はさらに大きい風車です。100m を超える風車がまわる音は想定以上に大きくなり静かに八幡高原で暮らす私たちの生活を脅かす恐怖の計画です。予定地の変更、風車の小型化など対策を示し恐怖を与えない計画にしてください。	今後、現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討していく中で、風力発電機の配置の再検討を行うなど、住民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

(意見書 9 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
41	4 事業実施想定区域周辺における他事業 八幡高原の周囲には今回の益田匹見風力発電事業の他にすでに29基が運転しているウインドファーム浜田と計画を合わせると61基(全体の配置図を添付)もの風車に囲まれることとなります。景観と環境が一変し観光地としてはもちろん登山家や鳥や蝶、トンボなど多くの自然愛好家などが訪れなくなる事はあきらかであり、低周波や騒音で地元暮らしに暮らせなくなる恐怖感もあります。自然環境と景観が誇りの八幡高原を壊さないための配慮を強く要望します。 注)添付資料は省略しました。	周辺の既存風力発電施設との累積的な影響については、現地調査により現状を把握した上で、その影響の程度について予測及び評価を行います。なお、周辺の既存風力発電施設の諸元等の入手については課題も残るため、どのように予測するか、検討してまいります。
42	5 水環境 事業予定地は高津川の源流であり高津川は「日本一の清流と評価を受けた高津川流域には、水や緑の豊かな自然と、その恵みを大切に守りながら暮らす人々が織りなす素晴らしい環境が残っています。」と記述があります。 高津川の支流、匹見川のアユやモクズガニを何度も口にしている私たち住民にとって、この川は神の領域の川で決して濁水等を流出してはいけない守るべき川です。 影響の予測結果として「工事実施箇所によっては、濁水等の流出による生息環境への一時的な影響が生じる可能性が考えられる。」とある。 自然エネルギーは大切ですが、それ以上に日本一の称号がある高津川を濁水で汚すことは決してあってはならないと考えます。こうした自然破壊のない場所への建設予定地の変更を強く望みます。	「清流日本一」の根拠は「BOD(生活科学的酸素要求量)の75%値の測定結果が0.5mg/L未満であった」を基準として国土交通省が毎年発表し、年により多少の出入りがあります。BODは有機汚濁の度合いを示す指標です。本事業の実施に当たり、有機汚濁を発生させるおそれのある生活排水はすべて汲み取りによって処理し、公共用水域に排出しない計画としており、本事業が高津川のBODに与える影響はありません。 なお、「工事実施箇所によっては、濁水等の流出による生息環境への一時的な影響が生じる可能性が考えられる。」と記載がありますのは、あくまでも環境影響の可能性があるのでその影響を回避、低減する環境保全措置を検討し、実行するための記述です。環境影響評価制度は環境影響の可能性を抽出し、それを回避・低減するための措置を考え、実行しましょう、というのが主旨です。 風力発電所建設にかかる改変につきましては、尾根上の一部の場所に限られ、裸地が出現する場合には必要な面積の沈砂池で一定時間滞留させてから林地に排出し、地下浸透させることによって河川への濁り水の混入を避ける計画です。沈砂池排水口から沢などの水流にやや濁った水が達しないように慎重に計画を進めていき、高津川源流への影響を低減してまいります。

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
43	(仮称)益田匹見風力発電事業建設予定地には、配慮書段階での意見書で示したとおりクマタカ、ヤイロチョウ、ミゾゴイなどの環境省により絶滅危惧種 IB 類に選定されている希少種をはじめ、多くの貴重な動植物が生息している。 今回公表された方法書では情報不足とされ、特に触れられていないが、令和元年 10 月 24 日付経済産業省発「(仮称)益田匹見風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書」に述べられているように、想定区域の周辺では環境省絶滅危惧 IB 類、広島県絶滅危惧 I 類に選定されているイヌワシの生息が確認されている。近年、2018 年 4 月に若鳥が、2019 年 7 月には成鳥が観察され、それぞれビデオ・写真撮影されている。これらのことから、建設予定地周辺はイヌワシの生息域である。したがって、希少猛禽類の調査においてはイヌワシの確認に十分に配慮するべきである。 クマタカについては本会会員の調査により、建設予定地周辺で 3 つがいの生息が確認されている。2018 年夏には建設予定地西側で幼鳥が観察され、繁殖していることが確認されている。 本建設予定地北 3km には浜田ウインドファームの風力発電機 29 基が稼働中であり、さらにその南側に(仮)新浜田ウインドファームの風力発電事業 17 基の建設計画が進行中である。浜田ウインドファーム、(仮)新浜田ウインドファーム、(仮)益田匹見風力発電の 3 つの風力発電施設が完成すれば、南北 10km、東西 5km の範囲内に最大高 150m 超の大型風車 61 基が立ち並び、全国的にも類のない風車群が建設されることになる(別添「益田匹見風力発電所一帯に計画されている風力発電施設完成後の状況予想」参照)。この範囲内で生息が確認されている 9 つがいのクマタカをはじめ、多くの動植物の生息・生育が困難となることが予測される。経済産業大臣意見をはじめ、島根県知事、益田市長からも指摘されている、複数の風力発電機の稼働による累積的な影響が懸念される。そこで、すでに稼働中の風力発電事業者、現在建設計画進行中の風力発電事業者と十分連携し、累積的な影響の評価を具体的かつ慎重に実施することを求める。 なお、当該対象事業実施区域周辺において、島根県により絶滅危惧 II 類に選定されているアカショウビン、ヨタカ、準絶滅危惧種に選定されているオシドリが繁殖が確認されている。 さらに、環境省により絶滅危惧 IB 類に選定されているヤイロチョウ、ブッポウソウ、絶滅危惧 II 類に選定されているミゾゴイ、サシバ、準絶滅危惧に選定されているハチクマ、オオタカ、島根県により絶滅危惧 II 類に選定されているヤマセミなども繁殖期に確認されている。これらのほか、国内では八幡高原と大分県九重町のみで渡来し越冬し、広島県により要注意種に選定されているシラガホオジロの渡りの経路ともなっている。また、近隣の山域で広島県により要注意種に選定されているノスリの繁殖が確認されており、建設予定地周辺の伐採地でもノスリが繁殖する可能性がある。 加えて、建設予定地周辺では、春秋の渡りに時期に尾根筋を通過する多くの渡り鳥が観察されている。	希少猛禽類調査時にはイヌワシの出現にも留意して調査を実施いたします。また、クマタカについても現地調査によりその生息状況を適切に把握してまいります。 特にクマタカについて、行動圏が他事業にまたがることを確認された場合には、累積的な影響を検討できるよう、他事業者とも情報共有に努め、適切に影響予測できるよう努めてまいります。 ヤイロチョウやブッポウソウ、ミゾゴイなどの一般鳥類の重要種についても現地調査をおこない生息状況を把握してまいります。 渡り鳥調査について、渡り時期に現地調査を実施し、飛翔状況を確認いたします。レーダ調査について、対象事業実施区域内は森林であり、レーダ調査に適した環境がありません。上述の渡り鳥に関する現地調査の結果を踏まえて、対象事業実施区域の周辺部等で適した場所があれば実施を検討してまいります。 対象事業実施区域における動植物の現地調査を実施し、どのような貴重な生物がどこに生息・生育しているかを把握します。現地調査は方法書にお示した内容に基づきおこなってまいります。現地調査の結果や有識者の助言等を踏まえ、生物多様性にも配慮できるよう、また、極力影響が低減できるよう、適切に事業計画を検討してまいります。 累積的な影響について、例えばクマタカ等の猛禽類の行動圏が他事業にまたがることを確認された場合には、検討が必要になると考えます。このような場合には、他事業の進捗にもよりますが、情報共有に努め、適切に影響予測できるよう努めてまいります。

これらの鳥類の渡りのルート上に巨大な風車が建設されれば、方法書でも予測されているように深刻なバードストライクが懸念される。方法書では渡りの調査は春秋に数回、定点観察法で行うとされているが、夜間に渡る鳥類も多い為、レーダーを使用した調査を実施することが必要である。 対象事業実施区域は、島根県知事の配慮書に対する意見でも述べられているように、脆弱な地質が予想される地域である。尾根筋に広大な掘削を行い、広大な裸地を生ずる建設工事は、近年相次ぐ集中豪雨による沢崩れの原因となることが予想される。一旦沢崩れが発生すれば、周辺では大規模な砂防工事を実施することとなり、浜田市金城町の浜田ウインドファーム近辺で2017年に発生した集中豪雨災害の復旧工事で見られたように、砂防ダム工事によるクマタカの繁殖への影響が懸念される。クマタカだけでなく、周辺の沢沿いで繁殖しているミゾゴイやアカショウビンなどへの影響も同様である。 以上述べたように、当該対象事業実施区域一帯には優れた自然が多く存在しており、方法書に示されたような調査及び予測・評価を行うまでもなく、当該風力発電施設を建設することは環境省が推進する生物多様性保全の観点からきわめて損失が大きいと考えられることから、(仮称)益田匹見風力発電事業については計画の断念を強く要望する。 注)別添資料は省略しました。	
---	--

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
44	貴社が 2020 年 1 月 18 日に発表された(仮)益田匹見風力発電所建設計画環境影響評価方法書について、地元益田市の環境保全団体として意見を述べる。 1. 水環境 方法書の 4.2.1 調査、予測及び評価の手法では、大気環境についてはおよそ 20 ページに渡って詳しく述べられているが、流域住民が最も懸念している水環境についてはわずか 5 ページのみ軽く触れられているに過ぎない。しかも、調査項目は浮遊物質(SS)のみであり、環境影響評価の方法として納得することができない。 管理道や風力発電機のヤード造成工事では、コンクリートを使うことは明らかであり、アルカリ性の水が下流に流れ出すことは容易に想像できる。然るに、流水対策は沈砂池のみ、しかも、ヤードごとの一重というような簡易な方法では、下流の高津川に大きな水質の悪化を及ぼすことが十分予想される。 そして何より、近年増加している集中豪雨への配慮については、「降雨時に必要を認めた時、1 度実施する。」というような簡便な計画である。益田市中でも匹見地区は降雨量が多く、山間の深い谷の水が集まる集中豪雨の影響が出やすい地域である。また、急傾斜地も多く土砂崩れが発生しやすい地域でもあるので、より慎重な調査が必要であると考ええる。 水質に関する調査では、以下のことを追加されたい ①調査回数を増やす。 平水時 4 季に 1 回 から、 毎月 1 回以上 降雨時 沈砂池からの排水が河川まで達すると推定された場合、予測に必要となった地点を対象に 1 回。 から、 時間雨量 10mm 以上の強い雨が予想される時は毎回、設定したすべての調査地点で実施する。 ②調査項目を増やす。 水の濁り(浮遊物質) から 水の濁り、pH、COD、底質の状態、水生昆虫相	高津川につきましては、事業実施区域を集水域の一部とする匹見川が高津川に合流するのが、石見横田駅付近の横田橋付近で、下道川上に設定した調査地点から合流地点まで約 48km あること、下道川上から横田橋までの区間で多くの支流が合流してくること、合流してから益田港までが約 12km であることから、調査地点としては選定しておりません。 ①水質調査の頻度につきましては、比較的水質の変動が大きい都市河川の公害監視、有機汚濁量の監視が目的の水質調査では、1 か月に 1 回の調査を実施することがありますが、環境の把握目的で実施する水質調査は、4 季に 1 回調査することが一般的でありますので、調査頻度を増加させることは考えておりません。 降雨時調査につきましては、方法書には「沈砂池からの排水が河川等に達すると推定された場合、予測に必要となった河川を対象に 1 回行う。」と記載させていただいておりますが、沈砂池位置が正確に決定していない場合には、排水口からのやや濁った水が河川等に達するかの正確な判断ができませんので、降雨時調査は、平水時調査を行う地点で実施させていただきます。なお、降雨時調査の頻度につきましては、日没後の作業が大変危険であること、集中豪雨時には河川に近づくこと自体危険であることを考慮に入れ、昼間に降雨ピークが来る 1 回とさせていただく予定です。 ②水質調査の項目につきましては、アルカリ排水のご心配があるようですが、pH については一律排水基準以下に調整してから地下浸透させる計画ですので、浮遊物質のみとさせていただきます。COD は、有機汚濁を疑似的に判断できますが、河川の環境基準項目ではなく浮遊物質とある程度の相関があること、工事中の生活排水は公共用水域に排出しない計画ですので、選定いたしません。また、底質の状況につきましては、河川を改変する工事を実施しないため、選定いたしません。水生昆虫は別途、魚類、底生生物調査として実施いたしますので、詳細は方法書 350, 362 ページをご参照願います。 なお、環境影響評価制度では、通常範囲の降雨があった場合に河川への濁水の影響の有無または程度についての予測評価を行うとともに、どのような保全措置を取れば環境影響を回避または低減できるか検討することを目的としています。集中豪雨時の対応は「災害対応」であるため、環境影響評価とは別の手続きである「森林法に基づく開発許可」の手続きの中で、別途協議・検討させていただきます。

(意見書 11 つぎ)

No.	意見の概要	事業者の見解
45	2. 地形・地質 島根知事意見 4(1) 地形及び地質への配慮の事項で、県が指摘している土砂災害への配慮が全くされていない。この地域は石英質の火山灰が固結した岩盤からなる地域であり、粘土分が少なく、風化し崩れやすい脆弱な地質である。 この特徴に対しての具体的な調査の方法は今回の方法書では何ら触れられていない。このような場所に数 km に及ぶ管理道や風力発電機ヤードのような大きな裸地を作れば、集中豪雨時に崩壊や土砂の流出が発生することは明らかである。 また、説明会で「土砂災害危険地域内に 6 基の風車が建設される計画であるがなぜか?」という質問には、これから調査をして可能かどうか判断するという回答であった。配慮書に対する審議会や意見書の段階で、「方法書ではより熟度を高め、具体的な計画を示すこと」が求められていたにも関わらず、配慮書とほとんど変わらない熟度の方法書が提示されたことは全く不誠実な対応であると言わざるを得ない。	土地の安定性につきましては、環境影響評価項目としては取り上げておりませんが、風力発電機建設の際にボーリング調査も含めた地質調査を実施し、土地の安定性に問題があると判断する場合にはその場所への設置をいたしません。方法書の段階では、風力発電機設置範囲と大まかな場所は決定しておりますが、詳細場所につきましては今後の精密な地質調査を経て決定いたします。これは、現地調査結果が出る環境影響評価の準備書の段階で詳細な設置位置がほぼ決定し、次の評価書の段階で確定するという事情があるためです。 今後も、風車の設置位置について慎重に検討を重ねていく所存ですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 なお、環境影響評価制度では、通常範囲の降雨があった場合に河川への濁水の影響の有無または程度についての予測評価を行うとともに、どのような保全措置を取れば環境影響を回避または低減できるか検討することを目的としています。集中豪雨時の対応は「災害対応」であるため、環境影響評価とは別の手続きである「森林法に基づく開発許可」の手続きの中で、別途協議・検討させていただきます。 なお、土砂災害危険箇所とは、2 万 5 千分の 1 地図から土砂災害の恐れがある場所を図上検討したものであり、法的な位置づけはありません。今後の現地での地質調査により状況を把握した上で建設の可否を判断していきます。

(意見書 11 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
46	3. 動物・植物・生態系 配慮書段階の島根県知事意見で触れられているように高津川水系には国の天然記念物であるオオサンショウウオ、絶滅危惧種 IB 類であるゴギ、イシドジョウなどの貴重な動植物が生息している。中でも匹見川は高津川で発見され高津川の名前が学名にもなったイシドジョウ <i>Cobitis takatsuensis</i> (別添資料 1)、近年新種とされ学名に匹見の名前が付けられたイシドシコ <i>Odontobutis hikimiusu</i> (別添資料 2) の主たる生息地である。方法書ではこれらの魚種について触れられていないが、匹見川源流部での大規模な土木工事はこれら希少魚種の生息に重大な影響を及ぼすことは明白である。方法書で述べられている「沈砂池の設置、管理道への側溝設置、排水口への布団かご設置などの対策」ではこれらの魚種の生息環境を保全するには不十分である。 また、希少猛禽類では、環境・経済産業大臣意見で触れられている天然記念物イヌワシについては省かれ、生息することが明らかにされている絶滅危惧 IB 類クマタカを中心にした調査が計画されている。クマタカと、イヌワシでは調査範囲、調査地点の違いがあり、大臣意見を反映した調査方法とは考えられない。この地域近隣では昨年、一昨年と続いてイヌワシが観察されており、イヌワシに対応した調査方法を計画すべきである。 さらに、クマヤシカ、イノシシなど獣類については、周辺で稼働している風力発電施設との累積的な影響が十分考慮されるべきである。クマ、イノシシ、サル、シカといった獣類は住处である奥山に巨大な風力発電所が建設されることにより追い出されることになる。山頂部に巨大風車群ができることから、動物たちの逃げ場は麓の人里となるであろう。住民説明会でそのことを問われると、事業者からは、「かつての自分の経験では、心配したほどではなかった。」という都合の良い回答しかなかった。 住民が心配しているにも関わらず、累積的な影響の評価の方法はこれから検討するといった姿勢である。住民説明会で質問しても、本当にやるかどうかやるならどのような方法で行うのか明らかにしなかった。それどころか、「他の事業者さんがデータを公開してくれるかどうかかわからないので、なんとも言えない。」などと、先発事業者への責任転嫁とも取れる発言があった。 累積的な影響の評価については、配慮書段階から関係大臣、知事、自治体首長のいずれからも求められているものであり、明確な方法で詳細な調査を実施されたい。 結論 貴社が今回示された方法書は内容的に不十分な点が多々あり、匹見風力建設計画は高津川の源流の自然環境を大きく破壊することにつながると考える。貴社に益田市への風力発電所建設計画を断念されるよう強く求めます。 注) 別添資料は省略しました。	改変等の工事により発生する濁水の排出を極力おさえられるよう、ご指摘いただいた沈砂池の設置等の対策を適切に講じることで、河川への影響も低減をはかってまいります。 希少猛禽類の生息状況調査では、対象事業実施区域及びその周辺を調査範囲とし、調査をおこなっています。クマタカだけではなくイヌワシ等その他の猛禽類についても注視して確認をおこなってまいります。 クマヤシカ、イノシシといった哺乳類についても調査対象とし、現地調査をおこなってまいります。 累積的な影響について、例えばクマタカ等の猛禽類の行動圏が他事業にまたがるのが確認された場合には、検討が必要になると考えます。このような場合には、他事業の進捗にもよりますが、情報共有に努め、適切に影響予測できるよう努めてまいります。

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
47	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えることも認めない。	意見は要約せず、全文公開いたします。
48	■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのか?との意見に対して事業者は「現時点では決まっております。ただし一般的な風力発電機の仕様としては、無風時にはブレードは回転しないものの、カットイン風速近くになると回転し始めると理解しています」と回答した。それでは、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。	現時点において本事業で採用する風力発電機及びその仕様については決まっております。準備書以降の段階においては採用を予定する風力発電機の特徴等も踏まえて、影響予測を行ってまいります。
49	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、<u>カットイン風速(発電を開始する風速)以上で合ってもフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)ができるのか?決まっていなければカットイン風速以上であってもフェザリングできる機種を選定していただきたい。</u>	現時点において本事業で採用する風力発電機及びその仕様については決まっております。ご指摘いただいた内容も含め、採用する風力発電機及びその仕様に関して総合的に検討してまいります。

(意見書 12 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	■4. 回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。 ※45 個体(4 種、1~32 個体)、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017) ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。
51	■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず実施して頂きたい。</u>	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、適切に検討してまいります。

(意見書 12 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。
53	■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「アジア風力発電株式会社」並びに委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか? 上記のコウモリの保全措置(「<u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u>」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始時から」必ず実施して頂きたい。	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。
54	■8. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置(フェザーモード)を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。
55	■9. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。

(意見書 12 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
56	■10. 「事後調査」は信用できない理由 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸を確認しても、事業者は追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④から、「事後調査」は信用できない。	事後調査の実施については、今後実施する現地調査や準備書以降の予測結果、有識者からの助言を踏まえ、検討してまいります。
57	■11. 「影響が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いについて バットストライクについて「影響がある」、「影響が小さい」、「影響が極めて小さい」の違いは何か。具体的数値(死亡個体数)及び根拠を述べよ。	環境影響評価方法書を提出した段階であり、現地調査結果を踏まえた予測はおこなっていない段階です。現時点ではバットストライクの可能性の程度については回答いたしかねます。
58	■12. 「予測の不確実性」の定義及び基準について 「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を述べよ。	基準という観点とは異なるかもしれませんが、環境影響評価は事業の実施前におこなわれるため、例えばコウモリの予測に関しては大なり小なり不確実性が伴います。準備書以降において影響評価をおこなう際には、予測の不確実性の程度や環境保全措置の効果の程度、専門家等からの意見等も踏まえ、適切に内容を検討してまいります。
59	■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。
60	■14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u> <u>よって本事業者らの課題は「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	最新の知見や専門家からの助言等に基づいた現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について適切に把握いたします。その結果を踏まえて、コウモリ類への影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討いたします。

(意見書 12 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
61	■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」について定義を述べよ』という住民等意見に対して、 回避: 行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減: 何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 と回答をした。事業者回答によれば P366 「ライトアップ禁止(ライトアップを実行しない)」は影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。	方法書段階であるため、具体的な環境保全措置は提示しておりませんが、「ライトアップを実施しないこと」が餌動物の誘引の程度を最小限におさえることにつながる可能性が考えられます。 なお、回避と低減については「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年)において、「回避と低減の概念は、視点や影響の低減の程度の捉え方によって異なるため、実施する環境保全措置が回避であるのか低減であるのかの区別は重要ではなく、あくまで環境への影響をどの程度低減することができるのかの観点から検討を行うことが重要である」とも指摘されております。
62	■16. 回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と環境保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行います。環境保全措置について引き続き新たな知見の収集に努めてまいります。
63	■17. 回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と環境保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行います。環境保全措置について引き続き新たな知見の収集に努めてまいります。
64	■18. コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること』という一般意見に対して、「バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や専門家からの意見を踏まえて適切に予測します。その結果を踏まえ必要に応じて環境保全措置を検討します」と回答した。しかし「適切に予測し、環境保全を検討する」のは自明である。一般意見者は「風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること」を要望したが、事業者らはその要望を無視し論点をすりかえた。事業者らは一般意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)	環境影響評価方法書を提出した段階であり、現地調査結果を踏まえた予測はおこなっていない段階です。環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。

(意見書 12 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
65	■19. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。
66	■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。
67	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知らながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。
68	■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。 しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。

(意見書 12 つぎ)

No.	意見の概要	事業者の見解
69	■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよいという根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果や最新の国内での知見や成果、有識者からのヒアリングを踏まえ、準備書以降の段階で検討してまいります。
70	■24. P357 音声モニタリング調査の調査地点について バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が2か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(15箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	音声モニタリングの調査地点は4地点となります。有識者の助言等を踏まえ、当該地域のコウモリ類の生息状況を把握でき、風力発電機を設置する尾根付近を調査地点としました。
71	■25. 飛翔高度調査の期間について バットディテクターによる飛翔高度調査の期間を4月から11月の連続測定としたことは評価される。	適切に現地調査を実施してまいります。
72	■26. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる音声モニタリング時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	ご指摘の点留意し調査を行います。
73	■27. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離を記載すること。 なお「仕様に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	バットディテクターの探知距離について、実測した結果をまとめ、今後の図書に記載いたします。
74	■28. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?	レッドデータブック等に記載されている重要な種以外の種も調査対象とし、現地調査を実施いたします。調査手法については方法書に記載しているとおり、コウモリ類についてはコウモリ相把握のための捕獲調査に加え、高高度を飛翔するコウモリ類を対象とした音声モニタリング調査を実施し、対象事業実施区域における生息状況を把握いたします。その結果を踏まえ、影響を予測し、環境保全措置の内容について検討いたします。

(意見書 12 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
75	■29. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う P351「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果の取りまとめを予定しております。
76	■30. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	今後、有識者の助言や最新の研究結果を収集し、バットストライクにかかる予測についても適切に取り組んでまいりたいと考えております。
77	■31. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書)P213. NEDO, 2018	事後調査の実施有無や実施する場合の調査内容については、今後実施する現地調査や準備書以降の予測結果、有識者からの助言を踏まえ、検討してまいります。
78	■32. 事後調査(死骸探索調査)は徹底的に実施すること コウモリ類の事後調査(死骸探索調査)は、毎週1回以上の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。	事後調査の実施有無や実施する場合の調査内容については、今後実施する現地調査や準備書以降の予測結果、有識者からの助言を踏まえ、検討してまいります。

(意見書 12 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
79	■33. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014" EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_NO_6_Japanese.pdf)	事後調査の実施有無や実施する場合の調査内容については、今後実施する現地調査や準備書以降の予測結果、有識者からの助言を踏まえ、検討してまいります。

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
80	この度、貴社が大規模風力発電施設の建設を計画している益田市匹見町道川地区は、高津川の主要な支流匹見川の源流部にあります。清流高津川の豊かな水を生み出す要ともいえる源流の山麓にこのような施設を建設することは高津川の水環境にとって致命的な打撃をもたらす可能性が極めて高いと思います。 清流高津川は本流にダムを持たない全国的にも稀な一級河川として有名です。これには高津川にダムを作ること許さなかった先人たちの長い歴史があります。現在の流域に暮らす私たちには先人たちから受け継いだ清流高津川を守り、私たちの子や孫に繋ぐ義務があるのです。 計画の配慮書、方法書、住民説明会とみてきましたが、とても私たちの不安を解消できるものではなく、このような杜撰な計画は断じて認めるわけにはいきません。 そもそもこれが地域住民の命や財産を守るための工事であるのなら、最大限の環境配慮の元に行われることはやむを得ないかもしれませんが、企業が自社の利益のために行う経済行為に、流域住民共通の宝である清流高津川を失いかねないリスクを負うことはできません。 風力発電は、エコ、持続可能、CO₂削減など錦の御旗のように上げていますが、建設のための森林破壊、運転中のリスク、耐用年数経過後の撤去工事などを考え併せると、とてもその収支がエコであるとは考えられません。配慮書、方法書への細かな指摘は他に譲るとして、高津川流域全体に多大な影響を与えるこの計画自体を撤回し、断念されるよう強く求めます。	今回の環境影響評価におきまして、事業予定地周辺で水質調査を含む環境に関わる調査を適切に行い、調査結果と、調査に基づいた環境影響の予測・評価を実施します。その内容を準備書に記載し、方法書と同様に準備書の縦覧および住民説明会を行い、住民の皆様のご懸念に応えられるように努めてまいります。 現在、日本の主力電源となっている化石燃料を利用した発電方法と比較し、風力発電はCO₂排出量が格段に少ない発電方法であると経済産業省は公表しております。発電に係る環境影響物質の排出量評価としては、発電プラントの運用段階の排出量のみならず、その建設や廃棄、さらには燃料の採掘・輸送・加工・廃棄物処理などの発電部門のサプライチェーンの全体、すなわち発電のライフサイクルを包含して評価する必要があります。その点においても、風力発電は、化石燃料を利用した発電方法と比較し環境影響物質の排出が格段に少ない発電方法と認められております。

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
81	①住民説明会での御社説明について 2020年1月18日に益田市市民学習センターにて行われた住民説明会に出席した際、説明会冒頭、資本関係等の説明後、いきなり質疑応答に入りました。 地域住民の理解を深める数少ない住民説明会の趣旨を考えると、「(仮称)益田匹見風力発電事業環境影響評価方法書」が縦覧されているとはいえ、事業者であるアジア風力発電株式会社殿等より、今回の取組内容を説明されるべきであったと考えます。次回より対応をお願いします。 また、住民説明会では通常、出席された事業者側の全出席者名を机などに明記すると理解しています。信頼関係の観点からも次回より対応をお願いします。 (住民は、説明会会場入口で住所・氏名の記入を求められました)	益田市市民学習センターでの住民説明会(2020年1月18日)は、14時に開会し、事業者側から30分説明させて頂いたのち、14時30分から質疑応答に入らせていただきました。 最初の30分間の事業者側説明では、会社概要、事業概要及び環境影響評価、この3点を大きなテーマとして説明させて頂きました。約1時間の質疑応答終了後も、事業者側スタッフが説明会会場に残り、個別の質問に対応させて頂きました。 準備書以降の説明会では、住民の皆様が不安を抱かれないように努めてまいります。 事業者側の氏名等の掲示については、今後の検討課題とさせていただきます。
82	②風力発電機を設置するための搬入路・作業道について 風力発電機の搬入路は、幅6m程度が必要との説明があり、工事により大量の土砂等が発生し、雨等により、それらが流れ出すことが想定されます。 搬入路・作業道がどこに造られるのか不明確なため、そのルートと、沈砂池等の位置、大きさ、数を明確にしてください。 島根県西部では近年、大雨により河川の氾濫や住居、農地等の浸水が続いており、防災のための具体的な対応が重要と考えます。 また、工事を実施する周辺には方法書に記載されているように飲料用等の水源地等や、清流高津川に流れていく匹見川の支流(赤谷川等)があり、それらに対する水質悪化の影響をどのようにして把握し、解決していくか不明です。具体的な対策内容を明確にしてください。現在の方法書記述内容では、仕組み自体がないため、水質に問題が出たとしても把握できないと思われます。	匹見川支流付近の道路を拡幅する際に濁りが発生し、匹見川が濁るのではないかとのご心配であると拝察します。 風車部材の搬入には特殊車両を用いることで、必要以上に幅の広い道路が不要になるように計画します。また、風車ヤードを始めとする改変箇所に沈砂池を設置することで土砂流出防止に努めます。 道路工事を実施する際には横断側溝と側溝を整備し、短い区間に区切って、しがら柵、布団かごを通したのちに放流する、下流部に水を集めて沈砂池を設置する、雨が多い時期の工事は避ける、工事は周囲を養生しながら進める、発生した土砂を一時的に仮置きして養生する、などの対策を実施させていただきます。 このような環境保全措置につきましては、現地調査結果を踏まえ、環境影響評価制度の準備書の手続きで記載させていただきます。
83	③風力発電機の低周波等の調査について 日本気象協会殿より、風力発電機と民家との距離が800mあれば、民家への影響はないとの説明でしたが、風力発電機が山の上にあり、発電能力が大きくなっている点を考慮すると、800mで問題ないのかおおいに疑問です。当計画でも風力発電機から比較的近距离の住宅が複数あるため、近隣の既設風力発電機による低周波被害に苦しんでいる住宅にて騒音調査をすることで、妥当な距離を算出し当計画に反映することが必要と考えます。近隣の既設風力発電機による低周波を含めた騒音調査実施をお願いします。	住民説明会でお示しした資料は、「既存の風力発電施設の周辺における騒音測定結果」と、「その測定結果と同様の騒音レベルの目安」をご紹介したものです。 騒音・低周波音の調査は、風力発電機に近く各住居等への影響を把握し、騒音環境を適切に代表しうる地点として、方法書に示した8地点を前提として今後検討してまいります。予測にあたっては、地形による回折等の影響も考慮した解析を行い、調査地点だけでなく、地域全体を対象として実施いたします。

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
84	1. 各地でおこなわれた説明会について。 初めて聞かれる方から熟知しておられる方までおられて説明は難しいとは思いますが、前会場の質問・回答が次の会場では全く反映されていない。(八幡地区の風車の写真は反映されましたが)むしろ前会場で厳しい意見部分はなるべく説明内容を浅く説明されたような気がします。例・方法書のインターネット閲覧の不具合に関しても次の会場では全く説明がなく進歩がまったくない。閲覧に関しては次会場では、たとえば・・・で大変めいわくおかけしていますが改善の予定ですか・・・長い説明はいりませんが、重要な質問・回答は前もって説明しておくのが、誠意があるとおもいます(事業者の説明が長くなるのはよくありませんが・・・) また、7ヶ所広い範囲の地域ですから風車建設にたいする考え方は同じだと思いますが、それぞれの地域の特性があります。地域にあった説明はなく、たとえば知事意見で深入山からの展望についてと具体的な記述あるのに、まったく説明がなされていない(写真も無い)事前の勉強不足の説明会だと思います。また説明会の最後の会場はやはり多くの影響が考えられる地元の道川地区でおこなわれるべきだとも思います。	方法書の住民説明会については、島根県側で5ヶ所、広島県側で2ヶ所、計7ヶ所で開催させていただきました。説明内容や説明時間等は、各所で差異が生じないように、意図して説明内容を同じものとしております。 前会場での質疑応答事項や地域の特性に合った説明事項が必要といった御意見もごさいますが、どの地域の住民の皆様にも、共通して伝えるべき重要事項を説明するために、同じ説明とさせていただきます。 最初の30分で事業者からの説明とし、残りの約1時間を質疑応答に費やし、各地域の特性に合った点、前説明会場で質問が多かった点を説明する時間に充てさせていただきます。 計画地の地元となります道川地区での説明会は、本事業で重要な位置づけでしたので、全説明会の中で最初の日曜日の午前中に設定させていただきました。最も人が集まる時間を地元の方々に相談させて頂き、決定したものとしております。 次回以降の説明会の際に、説明方法・場所・時間に関しても、再度適切な方法を検討致します。
85	2. 八幡地区にはもちろん多くの人たちがそのまの四季を愛して保養地などして中国山地に來られます。方法書の回答に皆さまへのご説明をとうしてご理解いただけるように努めるとありますが、地域住民以外の多くの皆さんへの説明会の告知方法や、説明場所・時期は何時ごろを予定されていますか？	配慮書や方法書の公告・縦覧につきましては、環境影響評価法施行規則第5条及び同規則第7条に則り、行いました。 縦覧・住民説明会については、日刊新聞紙3紙に広告を掲載するとともに、弊社ホームページにて広告を行いました。また、益田市・浜田市・北広島町・安芸太田町の広報誌及びホームページに掲載させていただきました。 今後、準備書等の縦覧の際にも同様に、縦覧や住民説明会の開催等については、広く公告するようにいたします。
86	3. 他社の計画を含めると道川地区・大佐山から弥畝山・上米原と70基あまりの風車が計画されています。景観・音・動物・植物等そして人間にもまったく影響がないとは考えられません。巨大な風車軍団の地域として悪評が起こる可能性や、災害も同時におこります。この現実をどうとらえますか、また将来においてどんな地域になると考えられますか。どんな地域になってほしいと思われませんか？	今回の環境影響評価におきまして、対象事業実施区域で騒音や水質、動物・植物・生態系、景観などの各環境要素についての現地調査を適切に行い、調査結果と、調査に基づいた環境影響の予測・評価を実施します。その内容を準備書に記載し、方法書と同様に準備書の縦覧および住民説明会を行います。 風力発電機が多く存在する地域として、福島県郡山市や青森県六ヶ所村などがあり、自治体が率先してクリーンエネルギーを産み出すまちづくりを進めております。再生可能エネルギーの導入を国全体で進めている中で、再生可能エネルギーによる発電が行われる地域は、環境に優しい先進的な地域と考えられます。 私どもも、再生可能エネルギーの導入を通して地域の発展や地球温暖化防止に貢献してきたいと考えています。

(意見書 15 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
87	4. 各地区説明会の中で環境影響の調査・結果において学識経験者・専門家の名前は公表できないと説明がありましたが、風力発電開発賛成・反対・低周波・騒音等色々議論されていますが、それぞれの方の考え方は違いがありますが、名前を公表されて意見をのべておられます(ネット等で見ると)この調査において実名が公表できないのは非常に無責任ではないですか?	『環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書』(環境省総合環境政策局、平成 24 年)では、「専門家の所属機関の属性を明らかにすることが望ましい。ただし、助言した専門家個人が特定された場合、多くの意見が個人に集中し対応不能となるといった事態も想定されるため、過去の判例も考慮し、これら情報によって専門家個人が特定されることのないよう配慮が必要である」とされており、本事業でもこれらを踏まえ、所属を記載しております。

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
88	大自然の中に、人々は生かされている。なのに自然は、人の力によって、いかようにもなると錯覚している。今日の科学文明の進展は、時に目に余るものがある。それは豊かさと便利さを求める余り単純・幼稚な犯罪が日々繰り返されることに憂慮と危機感を抱かざるを得ない。 此の度当八幡地区に隣接する島根県益田市匹見町道川地区に電源開発の名の下に、風力発電建設の動きがある。これを設置しようとする側と、これにより大自然の営みに悪影響を懸念する側との間で摩擦が生じている。過去数百年否数千年の歴史を顧みた時、容易に許容してならないし、する可きものでもない。一端建設されたものは、不具合が生じたとしても、撤去には応じて貰えないことは明白と思う。結論からしてこの風力発電事業は、応じられず反対です。	日本国内では継続的に一定の電力需要がある中で、その電力需要を満たす方法として、経済産業省は「エネルギーミックス」という指針を発表しております。化石燃料を使った発電量を減らし、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーを使った発電方法を主力電源化する指針です。 弊社として風力発電事業を進めているのは、環境への負荷を減らす国の指針に則った形であり、弊社としても環境への影響を可能な限り削減していく方針である点、御理解頂きたく存じます。 また、撤去に関しては、資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」の通りに、計画的に廃棄等費用を確保し、適切に撤去を行えるように致します。

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
89	私は生まれも育ちも八幡の田舎者です。生活するにも何をするにも不便で赤いネオンもコンビニもありませんが、ただひとつ自信をもって声を大にして言える事は『でっかい自然がある』事です。野山の緑、おいしい空気、きれいな星空 etc. 全部当たり前で私たちの身体にはとてもこちよい事ばかりです。若い頃この『ド田舎』がきらいで都会の生活にあこがれ町で生活をしていましたが、結婚して子供達にも田舎の素朴な生活、自然とふれ合うふる里をつくってやろうと田舎生活が経験のない主人が家族皆んなを引き連れて八幡に帰り、生活を始めました。 慣れない田舎の生活習慣でしたが、四季がはっきりしている自然だけは八幡以外どこにもない宝物だと言っています。この自然があるからこそ健康で明るく過ごす事ができました。風力発電を経験されている方から話を聞きますと一旦できると自然は破壊され、身体には悪影響があり、病気になり誰も助けてくれないと聞きました。これ程ひどい物を計画されるとは貴方々は他人事としてしか考えていないからです。 ここで生活している者、反対者の事をもっと考えてください。 どうしても実行したいのなら、貴方々の住んでおられる場所に計画してください。そうすれば反対されず、スムーズに事が運ぶでしょう。	今回の環境影響評価におきまして、事業予定地周辺で水質調査を含む環境に関わる調査を適切に行い、調査に基づいた環境影響の予測・評価を実施します。その内容を準備書に記載し、方法書と同様に準備書の縦覧および住民説明会を行います。 本事業による自然の破壊・身体への悪影響等の発生が起きることがないように、これらの調査や予測もとに、既設風力発電所での自然破壊・身体への悪影響等の事例を踏まえ、風力発電所設置による環境への影響を最小限に止める工事計画の策定に努めて参ります。

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
90	私は今息苦しさを強く感じています。なぜそう感じるのか。住民の意見が正しく反映されない場面や、やたらと従順さを見せつけられることが多く、個人の闊達な発言や行動の自由が抑制されてきているように感じるのは。例えば沖縄県の辺野古埋め立て反対問題。県民の反対にも係わらず強行する国の姿勢に。また、やたらと目に付くマスコミの忖度報道。国会での野党の質問に対するはぐらかした答弁の繰り返し。それらを見聞きすることで苛立ち、腹立ちを禁じ得ないのです。 さて、それでは当地八幡地域の風力発電建設問題。再生可能エネルギー推進の大合唱の中、アジア風力発電株式会社様が立ち上げた風力発電計画。これも住民にとっては新たな不安や苛立ちや息苦しさが加わることでしかありません。貴社が地元住民の意見に対して真摯に向き合おうと思われるなら答えは直ぐに出るはずです。自然環境に対する配慮計画より、この地で永年生活している住民に対する配慮が最優先されるべきです。自然を守り、自然と共生してきた住民だからこそ建設に反対しているのです。人間は自然の代弁者には成りえません。そこには驕りがあると思います。しかし八幡の住民は自然の中で生き、自然の恩恵を受け、その大切さを誰よりも認識しているのです。八幡の自然に誇りをもって生きてきた住民の意思を無視し、八幡の自然を破壊する権利は誰にもありません。八幡高原全域の声なき生息者を含め私と私に繋がる人々の思いを込めて貴社の風力発電計画に強く反対するものであります。	今回の環境影響評価の中では、事業計画地とその周辺区域への自然環境の影響及び、周辺住民の方々への影響の調査を行うこととなっております。 また、調査結果と、調査に基づいた予測・評価結果をもとに準備書を作成した上でそれを縦覧させて頂き、説明会も開催する予定です。住民の皆様が不安を抱かれないように努めてまいります。 事業計画の策定にあたっては、地域住民の懸念事項を十分に把握し、適切な計画となるように努めて参ります。

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
91	ハーバード大学の研究者らが、大量の風力発電所を建設すると、短期的には気候温暖化を促進する可能性があることを発表した。大気中に熱や水蒸気を再分配するために気候変動の原因となっているとする研究論文である。 今年異常な気候で70年以上この地で生きてきた人たちの言葉に雪の降らない冬があったらどうかと。生まれて初の経験をすることになったとのことである。それでなくても地球温暖化が問題になっているのは周知の事実である。スキー場で働く人たちが多いこの地で働くことのできないことは生活をするなということですか？ 私は徹底的に風力発電事業に反対をします。 財団法人日本気象協会とは何者ですか？ 今やるべきことがあるのではないですか。	今後、現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討していく中で、みなさまのご理解を得られるよう努めてまいります。 なお、私どもは、気象・環境・防災・情報サービスを通じて、安全・安心・快適な社会づくりに貢献しようとして取り組んでいる一般財団法人です。今後も、これらを通じて社会に貢献してまいります。

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
92	当団体は八幡在住の、また八幡出身の 20 代～40 代の男女およそ 30 人で結成される団体であり、多くの構成員が八幡内で生活し、勤務しているものです。過去 2 回の説明会にも参加しましたが、調査内容に不服があるので以下のとおり要望します。 ①主な活動場所である八幡青年会館、高原センター、旧八幡小学校(現■■■)、大歳神社、■■■における騒音の大きさ、低周波の大きさ 年代ごとの健康被害及び情緒への影響について 注)■■■部は個人情報のため、伏字としました。	騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)等を参考に実施いたします。 調査地点については、風力発電機に近く各住居等への影響を把握し、騒音環境を適切に代表しうる地点として、方法書に示した 8 地点を前提として今後検討してまいります。
93	②当該事業によって受けた損害の賠償について、責任の所在と具体的な請求方法。	本事業に係る損害に関して、まずは現地調査等により現況把握し、専門家等の第三者の意見も伺いつつ、原因究明に努めます。その後、再発防止と損害との因果関係に応じた対応策を検討することと致します。 なお、責任の所在に関しましては、損害の原因と合理的に認められる主体にあり、請求方法は都度、協議となると考えます。
94	③環境影響評価方法書についてほとんどのメンバーが閲覧できないので早急に改善してください。	電子縦覧では、閲覧を行いつらい状態にあるということで、ご迷惑をおかけしました。 電子縦覧に関しまして、縦覧開始時は Microsoft 社の Internet Explorer のみで閲覧可能な状態でありました。その後、住民説明会で左記の御意見を頂き、Google 社の Chrome でも閲覧可能な状態に変更致しました。またその際、Internet Explorer でのみ閲覧可能な状態の時期に閲覧できなかった方々への対応として、縦覧期間を 2 週間延長しております。 電子縦覧開始時から終了まで印刷は常に行える状態となっております。

(意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
95	風力発電には低周波による人体への健康被害があると言われています。よって近くの市町での建設には反対致します。	騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)等を参考に実施いたします。 調査地点については、風力発電機に近く各住居等への影響を把握し、騒音環境を適切に代表しうる地点として、方法書に示した 8 地点を前提として今後検討してまいります。 施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて対応策等について検討いたします。

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
96	1 景観 私は、■■■の入口で 30 年間スキー客や自然愛好家を対象に民宿を営んでいます。スキー客は減少傾向ですが自然愛好家は増えてきており八幡高原の景観が民宿の生命線です。 しかし、この度の益田匹見風力発電事業の風車建設予定地は民宿から 1200m と大変近い場所に計画されています。スキー場のリフト降り場からは 800m しか離れていない計画位置です。民宿やスキー場経営にとって致命的な打撃を受ける恐れが十二分にあり到底容認できる計画ではありません。 自然エネルギーを推進される貴社が自然相手に事業を行っている地元業者を経営できなくしてまで建設される必要がどこにあるのですか。絶対に大切な景観と自然環境を守ることを前提に事業を進めてください。私たちはこれからも永遠にこの地で営業を続けていきたいのです。 注) ■■■部は個人情報のため、伏字としました。	今後、事業計画地及びその周辺における環境影響の調査を適切に行い、それを基に設備、工事の影響度を予測して参ります。 引き続き説明会などをおして、住民の皆様のご意見をいただきながら、眺望景観への影響を可能な限り低減できるよう、配慮に努めてまいります。
97	2 風車の影 この度の風車の建設予定地は八幡高原の西側の嶽山から道川に向けて予定されていますが八幡高原に近い 4 基がもし建設されると長時間にわたり西日が当たる民宿に風車の影が襲い掛かり泊り客からすると影が動く民宿には二度と泊っていただけません。私たちの生活の場を奪うような行為は絶対許せません。廃止を含む建設予定地の変更を求めます。	風車の影のかかる範囲は、全方向に一律的に伸びるわけではなく、太陽の動き、地形やその他の遮蔽物の存在、風力発電機の配置及び機種により異なります。 今後、事業計画をより具体化する段階において、上記の要因を考慮したコンピューターを用いたシミュレーションにより予測を行い、住宅を含む配慮が特に必要な施設等への風車の影の影響をより回避又は極力低減する計画となるよう努めてまいります。
98	3 風車の騒音 今回予定されている風車は今まで建てられてない大きい風車です。100m を超える風車がまわる音は想定以上に大きくなり静かに八幡高原で暮らす私たちの生活を脅かす恐怖の計画です。予定地の変更、風車の小型化など対策を示し恐怖を与えない計画にしてください。	今後、風力発電機のメーカーから提供される風車の騒音値等をインプットとして、地形や気象を考量した詳細な風車騒音の影響予測を行い、騒音影響に関する指針値を参考に評価しながら皆様のご懸念に応えられるような事業計画としていきます。

(意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
99	私は八幡地区に■■■家族で生活しており、家族全員が一日のほとんどの時間を八幡内で過ごしております。過去 2 回の説明会にも出席し、いくつか質問をしましたが、未だ調査内容にも不十分と思われる点があるので要望いたします。 ①過去に類を見ない規模の風車であるため、上記住所及び主要な職場である八幡郵便局における季節ごと時間ごとの騒音の大きさ、低周波の大きさと年代ごとの健康及び情緒の影響について 注) ■■■部は個人情報のため、伏字としました。	騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)等を参考に実施いたします。 調査地点については、風力発電機に近く各住居等への影響を把握し、騒音環境を適切に代表しうる地点として、方法書に示した 8 地点を前提として今後検討してまいります。 八幡郵便局付近についても風車騒音の影響は予測いたします。また、その予測値を評価するための基準となる現地の環境騒音は、八幡地区の騒音環境と似ている地点で季節毎に測定することとしています。
100	②当該事業において損害を受けた場合の賠償について責任の所在と具体的な請求方法。	本事業に係る損害に関して、まずは現地調査等により現況把握し、専門家等の第三者の意見も伺いつつ、原因究明に努めます。その後、再発防止と損害との因果関係に応じた対応策を検討することと致します。 なお、責任の所在に関しましては、損害の原因と合理的に認められる主体にあり、請求方法は都度、協議となると考えます。

(意見書 23 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
101	③環境影響評価方法書の縦覧場所、電子縦覧ともに不十分であるので、説明会でも要求した通り早急に改善を求めます。	電子縦覧では、閲覧を行いつらい状態にあるということで、ご迷惑をおかけしました。 電子縦覧に関しまして、縦覧開始時はMicrosoft社のInternet Explorerのみで閲覧可能な状態でありました。その後、住民説明会で左記の御意見を頂き、Google社のChromeでも閲覧可能な状態に変更致しました。またその際、Internet Explorerでのみ閲覧可能な状態の時期に閲覧できなかった方々への対応として、縦覧期間を2週間延長しております。 電子縦覧開始時から終了まで印刷は常に行える状態となっております。

(意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
102	風力発電は絶対反対の1人です。	平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では2050年に向けて再生可能エネルギー源の電力を「主力電源化」することが目指されています。また、島根県でも島根県再生可能エネルギーの導入に関する条例に基づき、風力発電導入の目標を240,000kW程度と定めています。本事業では、前記の社会情勢に鑑み、クリーンな再生可能エネルギーを供給することで地球環境保全に貢献することが目的です。 風力発電機が集中して多く建設されることの影響は、累積的影響の検証を進め、科学的に評価するように努めます。

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
103	益田四見風力発電事業について反対です。	平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では2050年に向けて再生可能エネルギー源の電力を「主力電源化」することが目指されています。また、島根県でも島根県再生可能エネルギーの導入に関する条例に基づき、風力発電導入の目標を240,000kW程度と定めています。本事業では、前記の社会情勢に鑑み、クリーンな再生可能エネルギーを供給することで地球環境保全に貢献することが目的です。 風力発電機が集中して多く建設されることの影響は、累積的影響の検証を進め、科学的に評価するように努めます。

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
104	第1に美観問題 静かな山間に高いものを立てることによって美観がくずれます。又騒音もあると思います。昼夜光を発する。益田の町中に1基ありますがなにか不気味と私は感じます。	昼夜の光については、航空法の規定に従った上で、航空障害灯をとりつけることとなりますが、景観への影響を可能な限り低減するように検討してまいります。 騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成29年5月)等を参考に現地調査を実施し、状況の把握に努めます。また、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準である「騒音に係る環境基準」や、風力発電機からの騒音についての最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)等)に示されている評価方法を参考として、評価を行います。

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
105	当年 70 才の私。5 年前、高校卒業以来 48 年ぶりに故郷に定住して居ります。厳しい過疎化の中、諸先輩・同輩・後輩たちと共に部落維持に向かって闘って居ります。斯かる中、某社に加えて貴社の風力発電計画。現今の生活において“電力”は絶対必要です。原子力発電に替わる自然エネルギーの利用は大賛成です。されど、どうか設置場所・規模を熟思して下さい。60 数年前 75 戸を水没で失って居ります。(樽床ダム)されど以降、皆懸命に故郷「八幡高原」を極力在るがままに残し、共生させていただき今日に至っています。私の母は(旧)島根県美濃郡匹見町道川字臼木谷です。あの“三八豪雪”で大半の人達が離村。道路は立派に成ったけれど集落は崩壊してます。 貴社の計画案余りに経済至上に立って居ります。国道直横、住民超過疎での安易な“それ”。全反対ではないのです。自然・人々に出来る丈やさしい事に!! (補遺)汚い物・困る物(されど絶対に必要な物)…共有できないのでしょうか? どうかどうか皆で知恵を働かせて後世に残さ無い様努力していきませう。	電力の必要性・自然エネルギーの必要性に賛成との御意見を頂きありがとうございます。 今回の環境影響評価の中では、事業計画地とその周辺区域への自然環境の影響及び、周辺住民の方々への影響の調査を行うこととなっております。 また、調査結果と、調査に基づいた予測・評価結果をもとに準備書を作成の上縦覧させて頂き、説明会も開催する予定です。住民の皆様が不安を抱かれないように努めてまいります 事業計画の策定にあたっては、地域住民の懸念事項を十分に把握し、適切な計画となるように努めて参ります。

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
106	八幡地区周辺には他事業者による既設風車と計画風車が多数ある。住民の健康・自然・景観に与える影響については、本件事業についてのみならず、他事業者によるものも含めてしっかり評価できる手法をとってもらふことは不可避です。 先般 1 月 23 日に開催された御社での環境影響評価方法書説明会に出席したが、フォトモンタージュの不備やあいまいな説明等到底納得ができる内容ではなかった。“住民への説明”というのが風車を建設し稼働させるための国の定めた手続きになぜ何度も盛り込まれているのか。今一度考えてほしい。もっと真面目に。環境影響評価の具体的方法論以前の事業者としての適性に欠けている。御社の計画する風車の単機出力や規模は既設及び計画中の他事業者のそれよりも更に大規模である。私たちの不安感や疑問点をすこしでも解消し、寄り添う姿勢を示す努力は不可欠ではないだろうか?	現時点での視覚的なシミュレーションについて、不確定な状態で示すことは誤解を招くため、現時点の検討段階でのイメージを参考として示していることをご理解いただければと存じます。 今後、影響を低減するよう配置等の検討を進め、現地調査により確度の高い情報を得ましたら、それをもとに皆様によりイメージしやすく分かりやすい工夫をしたフォトモンタージュを作成するなどより多くの情報をご提供のうえ、ご説明を続けてまいります。

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
107	■■(スキー場)に近く、環境に大変悪影響だと思います。八幡に生まれ、広島に若い頃出てしっかり働いて、定年を迎え、すばらしい環境の古里へ帰って 13 年、風力発電の話がでて、とてもいやな気持ちです。このすばらしい自然を奪わないで下さい。 絶対、反対です。私達の子供達も八幡が大好きです。子供達も 50 才代 2 人います。10 年ぐらい先は八幡で生活したいと申します。現在も草刈の手伝い農作業を手伝いに帰省しています。小さな幸せを壊さないで下さい。耳を傾けて下さい。お願いします。 注)■■部は個人情報のため、伏字としました。	今回の環境影響評価の中では、事業計画地とその周辺区域への自然環境の影響及び、周辺住民の方々への影響の調査を行うこととなっております。 また、調査結果と、調査に基づいた予測・評価結果をもとに準備書を作成の上縦覧させて頂き、説明会も開催する予定です。住民の皆様が不安を抱かれないように努めてまいります 事業計画の策定にあたっては、地域住民の懸念事項を十分に把握し、適切な計画となるように努めて参ります。

(意見書 30)

No.	意見の概要	事業者の見解
108	環境影響以前の問題ですが、私は絶対反対する1人です。ウインドファーム発電事業はどうしても中止して戴きたい。切に切に願います。 風車を作ろうと思っておられるアジア風力発電会社の皆様へ	平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では2050年に向けて再生可能エネルギー源の電力を「主力電源化」することが目指されています。また、島根県でも島根県再生可能エネルギーの導入に関する条例に基づき、風力発電導入の目標を240,000kW程度と定めています。本事業では、前記の社会情勢に鑑み、クリーンな再生可能エネルギーを供給することで地球環境保全に貢献することが目的です。 本事業計画地に風力発電機が建設されることの影響は、現地調査を行う中で科学的に評価致します。また、準備書以降でその結果を公表することで、住民の皆様が不安を抱かれないように努めてまいります。

(意見書 31)

No.	意見の概要	事業者の見解
109	八幡高原のこの土地は地球誕生から今日まで長い月日を得て自然が築きあげてきた大切な資源である。この自然環境を瞬時に破壊しようとしている。企業は造ってしまえば自分たちがこの土地に住むわけでもなく、後はお構いなしの状態になることはわかっている。耐用年数が過ぎた20数年先に元の様に何もなかった様には出来ない。この土地で生活をする私たちにとって、とてつもなく不安でこの心の痛み、苦痛は金儲けを主体にしている企業のあなた方には分からないのだろう。即座に撤回を望むものである。 貴社が優秀な企業であるならば、人の心がわかる企業であるならば、これだけ反対している地元住民の気持ち、この自然を愛してやまない人々(八幡を愛する人)の気持ちは無視出来ない筈である。動植物の生態系の破壊がどれだけのものであるか。また超音波の問題、風車を作る影の問題、騒音の問題。影響は計り知れない。すでにこのあたり一帯では、クマタカ、イヌワシも確認されており、八幡湿原は外国の教科書にも載っており世界遺産といっても過言ではない。この環境を破壊することは日本国民を恥である。絶対建設は反対である。	今回の環境影響評価の中では、事業計画地とその周辺区域への自然環境の影響及び、周辺住民の方々への影響の調査を行うこととなっております。 また、調査結果と、調査に基づいた予測・評価結果をもとに準備書を作成し縦覧させて頂き、説明会も開催する予定です。住民の皆様が不安を抱かれないように努めてまいります。 事業者として本風力発電施設を安全に運営し、近隣住民の方にも安心して頂ける様、事業の開始から終了まで責任をもって、施設の保守・維持管理活動を実施してまいります。 一方で、20年以上に渡る事業を、民間企業が最後まで責任を負えるのかとのご指摘は尤もであり、倒産リスクは限りなく小さいとお伝えすることはできません。よって、本事業の継続性を確実とするためにも、本事業は、プロジェクト・ファイナンスを採用し融資銀行にも事業の継続性に対して、責任の一端を担って頂くこととします。 一般的にプロジェクト・ファイナンスでは、事業方針や運営方法へ融資銀行の意向も反映する一方、事業者に信用不安、若しくは事業運営能力がないと合理的に判断された場合、予め融資銀行に付与される「ステップインライト」という権利が行使され、一旦、全ての設備、契約上の権利、義務は融資銀行に移管され、十分な運営能力を持つ事業者へ事業売却、若しくは運営を委託することで、企業は継続せずとも、事業の継続は可能とする仕組み作りを行います。 以上、事業者側も万が一に備えた取り組みを予定していることをご理解頂けると幸いです。 また、資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」の通りに、計画的に廃棄等費用を確保し、適切に撤去を行えるように致します。 今後、騒音や水質、動物・植物・生態系、景観などの各環境要素について現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討していく中で、みなさまのご理解を得られるよう努めてまいります。

(意見書 32)

No.	意見の概要	事業者の見解
110	建設そのものに反対です。 建設場所が他県に有ると言え、その建設規模から見ても景観の悪化、音(騒音、低周波等)の問題、光、自然環境の破壊、動植物の生態系の破壊、天然記念物のイヌワシやクマタカなどのバードストライクの問題、又 20 年で壊れてもそのまま放置と考えられない事ばかり。とうてい容認できる物ではありません。	今後、騒音や水質、動物・植物・生態系、景観などの各環境要素について現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討していく中で、みなさまのご理解を得られるよう努めてまいります。 また、20 年後の風車の撤去に関しては、資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」の通りに、計画的に廃棄等費用を確保し、適切に撤去を行えるように致します。

(意見書 33)

No.	意見の概要	事業者の見解
111	1 景観 私たちは、八幡高原の冷涼な気候と素晴らしい景観を生かして 5 年前から「赤ソバの里づくり」に取り組んでいます。近年の写真ブームで八幡高原に多くの写真家が訪れています。蕎麦の人気と赤ソバの美しい被写体で観光客が増加し 9 月の花の時期から 11 月の新そばの時期には行列ができるほどの賑わいになっています。 しかし、この度の益田四見風力発電事業の風車建設予定地は赤ソバが夕日を浴びて一番美しく撮れる場所にほぼ根元から見える巨大な風車が写真に写りこみます。自然を求めて八幡高原に来る人々にとって耐えがたい景色となり観光客の減少に繋がり八幡地域の賑わいを奪い去る行為です。 自然エネルギーを推進される貴社が自然を大切にしている地域の環境・景観を壊してまで建設される必要がどこにあるのですか。絶対に大切な景観を守ることを前提に事業を進めてください。私たちはこれからも永遠にこの地に住み続けていくのです。	本事業計画地周辺は、自然環境が豊かな場所と理解しております。今後、事業計画地及びその周辺における環境影響の調査を適切に行い、それを基に設備、工事の影響度を予測して参ります。 引き続き説明会などをおして、住民の皆様のご意見をいただきながら、眺望景観への影響を可能な限り低減できるよう、配慮に努めてまいります。
112	2 風車の影 この度の風車の建設予定地は八幡高原の西側の嶽山から道川に向けて予定されていますが八幡高原に近い 4 基がもし建設されると長時間にわたり西日が当たる八幡高原の住民に風車の影が襲い掛かる住民が暮らしていけない状況を作り出す大変危険な計画です。影が動く恐怖?生活していくうえで逃げようのない恐怖です。私たちの生活の場を奪うような行為は絶対許せません。廃止を含む建設予定地の変更を求めます。	風車の影のかかる範囲は、全方向に一律的に伸びるわけではなく、太陽の動き、地形やその他の遮蔽物の存在、風力発電機の配置及び機種により異なります。 今後、事業計画をより具体化する段階において、上記の要因を考慮した予測を行い、住宅を含む配慮が特に必要な施設等への風車の影の影響をより回避又は極力低減する計画となるよう努めてまいります。
113	3 風車の騒音 先日、島根の十六島風車公園に行ってきました。タワーの高さ 75m、羽の長さ 44m(1 枚)の風車が 26 基建てられていましたが風切り音の大きさに驚かされました。近くの多岐にある小型の風力発電機の近くにも行きましたが音の大きさ、音の質が全く違います。 風車が大きくなると音は予想以上に大きくなっていました。今回予定されている風車はさらに大きい風車です。100m を超える風車がまわる音は想定以上に大きくなり静かに八幡高原で暮らす私たちの生活を脅かす恐怖の計画です。予定地の変更、風車の小型化など対策を示し恐怖を与えない計画にしてください。	騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)等を参考に実施いたします。 今後、風力発電機のメーカーから提供される風車の騒音値等をインプットとして、地形や気象を考量した詳細な風車騒音の影響予測を行い、騒音影響に関する指針値を参考に評価しながら皆様のご懸念に応えられるような事業計画としていきます。

(意見書 34)

No.	意見の概要	事業者の見解
114	建設予定地は高津川の源流部であり、この地域に大規模風力発電所を建設することは高津川の水環境を壊滅させる恐れがあり、建設は容認できない。 また建設予定地周辺は自然度が高い地域であり、風力発電所建設により大きな影響が出るものと予想される。自然保護の観点からも風力発電所の建設には反対である。	環境影響評価制度では、環境に影響を与える恐れがある要素を抽出し、それを回避、低減できる保全措置を検討して実行するための制度です。 風力発電所建設の際には尾根上に裸地ができますが、工事の第1段階で「沈砂池」の工事を行います。この沈砂池は、工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。 沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査において確認できた常時水流までの距離を確保できるように設定いたします。さらに、沈砂池排水口付近には「布団かご」を設置、枝条散布などの濁水浸透対策を施します。以上の対策により、工事中に発生する濁水による、下流河川への濁りの影響は回避できると考えております。 高津川の源流への環境影響を極力回避、低減させ自然を守りながら地方を活性化できる計画を策定いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(意見書 35)

No.	意見の概要	事業者の見解
115	2回目になります。自宅のパソコンでじっくり読ませていただこうと考え試してみましたが読めませんでした。友人にも試してもらいましたが読めないとのことでした。たいへん不親切なサイトだと感じています。地域住民への情報提供としては大変不満に思います。	電子縦覧では、閲覧を行いつらい状態にあるということで、ご迷惑をおかけしました。 電子縦覧に関しまして、縦覧開始時はMicrosoft社のInternet Explorerのみで閲覧可能な状態でありました。その後、住民説明会で左記の御意見を頂き、Google社のChromeでも閲覧可能な状態に変更致しました。またその際、Internet Explorerでのみ閲覧可能な状態の時期に閲覧できなかった方々への対応として、縦覧期間を2週間延長しております。 電子縦覧開始時から終了まで印刷は常に行える状態となっております。

(意見書 36)

No.	意見の概要	事業者の見解
116	予定地は海岸部や北海道等の既設の場所に比べ複雑な地形で且つ源流部である事からその影響は下流広範囲に及ぶ。 図上の調査及び一部地点の限られたサンプル調査だけで責任をもって評価できるだけの機関、人はいない。 50年に一度の大雨が普通になっている昨今、出来上がってから土砂崩れが頻発しました、川辺濁って鮎が育ちませんでは済まない。 地権者以外、地元には何のメリットもない施設である事を踏まえ、大型模型を作って実験する等の説明が必要では。 クマタカの営巣が確認された場合どうなるのか？	風力発電所建設の際には尾根上に裸地ができますが、工事の第1段階で「沈砂池」の工事を行います。この沈砂池は、工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。 沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査において確認できた常時水流までの距離を確保できるように設定いたします。さらに、沈砂池排水口付近には「布団かご」の設置、枝条散布などの濁水浸透対策を施します。以上の対策により、工事中に発生する濁水による、下流河川への濁りの影響は回避できると考えております。 調査地点の設定にあたっては、風力発電機の設置に伴う造成工事による影響を考慮して集水域を検討し、それぞれの下流端としました。 クマタカ等の希少猛禽類について、現地調査を実施し、生息状況を把握してまいります。営巣地が確認された場合には、その位置と事業計画を鑑み、影響を回避または極力低減されるよう、事業計画を検討してまいります。

(意見書 37)

No.	意見の概要	事業者の見解
117	1. 方法書のインターネット閲覧ができてにくい。消極的な情報公開である。	電子縦覧では、閲覧を行いつらい状態にあるということで、ご迷惑をおかけしました。 電子縦覧に関しまして、縦覧開始時はMicrosoft社のInternet Explorerのみで閲覧可能な状態でありました。その後、住民説明会で左記の御意見を頂き、Google社のChromeでも閲覧可能な状態に変更致しました。またその際、Internet Explorerでのみ閲覧可能な状態の時期に閲覧できなかった方々への対応として、縦覧期間を2週間延長しております。 電子縦覧開始時から終了まで印刷は常に行える状態となっております。

(意見書 37 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
118	2. 弥栄町は既存風車を含め、他の事業者が計画しているもので 10～15 km 範囲内に 73 基建設され取り囲まれるようになる。経産省、環境省、島根県知事、浜田市長も意見しているにも関わらず累積的な影響の予測、評価は一切書かれていない。囲まれることによりクマ、イノシシ、シカ等が人里に降り、農作物被害が生じる。	周辺の既存風力発電施設との累積的な影響については、現地調査により現状を把握した上で、その影響の程度について予測及び評価を行います。なお、周辺の既存風力発電施設の諸元等の入手については課題も残るため、どのように予測するか、検討してまいります。 クマやシカ、サル、イノシシ等の獣類が風力発電所の建設のために住処を失い、追い出されるという指摘は適切ではありません。これらの獣類が人里に降りてくる理由の多くは、耕作が放棄された畑や果樹園に安全に獲得でき、かつおいしいエサが存在していることを学習した結果です。 もし、山奥の広葉樹林が伐採されたことによってこれら獣類が人里に降りてくるという指摘が正しければ、戦後(昭和 20 年代)に全国で針葉樹林植樹のために広葉樹林が伐採された際に、全国的に獣類が人里に降りてきたはずですが、ところが、昭和 20 年代にこのような影響が出たという記録はありません。この時代は人里に人間が多く住み、耕作地の周りを歩き回るとともに、耕作地を守る対策が広域的に行われていたため、獣類が近寄らなかったからです。 地域のコミュニティが薄れ、耕作放棄地が増えたことが獣害増加の主な原因であると考えます。 現地調査時には、動物(哺乳類や鳥類など)の生息状況を把握いたします。その結果を踏まえて、適切な予測及び評価をおこなってまいります。また、現地調査時には、クマやシカ、サルなどについても生息状況を記録いたします。
119	3. 集中して建設されること、巨大風力発電機により風向きが変わる。	風力発電機の配置によって風向きが変わるといった現象については、現時点ではそのような事例の報告はなく、判断は難しいと考えています。 ご懸念の件については、今後も、最新の知見や事例等の収集に努めてまいります。
120	4. 建設ポイントも定まらないという理由で、フォトモンタージュの提示が遅い。	現時点での視覚的なシミュレーションについて、不確定な状態で示すことは誤解を招くため、現時点の検討段階でのイメージを参考として示していることをご理解いただければと存じます。 今後、影響を低減するよう配置等の検討を進め、現地調査により確度の高い情報を得ましたら、それをもとに皆様がよりイメージしやすく分かりやすい工夫をしたフォトモンタージュを作成するなどより多くの情報をご提供のうえ、ご説明を続けてまいります。

(意見書 37 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
121	5. 景観上、弥栄のどこからも一切見えてはならない。	弥栄からの見え方について、影響を極力低減するよう配慮に努めます。
122	6. 騒音、超低周波音の測定は、国内外に健康被害が出ているにも関わらず、国の基準の測定方法に固執している。建設後、住居を奪われるのは住民であることを全く理解しようとししない姿勢である。八幡地区では住居から 1500m～1700m だけの表示がしてあるが、弥栄町では既存の風車から 5～8km 地点でも騒音があり、超低周波音の被害が疑われる事例が報告されている。 住居を奪われるほど重大なことであるのに、調査は四季 72 時間測定を 1 回など、いかに軽視しているかが伺える。特に騒音と違い低周波音は床から入ってくる特徴から、365 日、10km 範囲の住居の内部を測定するべきである。	騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)等を参考に実施いたします。 調査地点については、風力発電機に近く各住居等への影響を把握し、騒音環境を適切に代表しうる地点として、方法書に示した 8 地点を前提として今後検討してまいります。 施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて対応策等について検討いたします。
123	7. 動植物については、専門家だけでなく地域や周辺をよく知る人の意見も聞くべきである。また、元々調査されていない地域であることから影響があるのは当然のこと。	ご意見ありがとうございます。準備書段階における住民説明会等の場も活用させていただき、ご意見お伺いできればと考えております。
124	8. 一級河川高津川の源流付近の計画は、高津川の水質を変える可能性がある。 以上から、方法書の意見を述べるまでもなく影響があるのは当然の事業である。経済優先の事業者が自然を守り続けてきた地域住民の生活の一部を破壊する行為は許されない。 この事業の中止を強く要望する。	風力発電所建設の際には尾根上に裸地ができますが、工事の第 1 段階で「沈砂池」の工事を行います。この沈砂池は、工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。 沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査において確認できた常時水流までの距離を確保できるように設定いたします。さらに、沈砂池排水口付近には「布団かご」を設置、枝条散布などの濁水浸透対策を施します。以上の対策により、工事中に発生する濁水による、下流河川への濁りの影響は回避できると考えております。 高津川の「清流日本一」の根拠は「BOD(生活科学的酸素要求量)の 75%値の測定結果が 0.5mg/L 未満であった」を基準として国土交通省が毎年発表し、年により多少の出入りがあります。BOD は有機汚濁の度合いを示す指標です。本事業の実施に当たり、有機汚濁を発生させる恐れのある生活排水はすべて汲み取りによって処理し、公共用水域に排出しない計画としており、本事業が高津川の BOD に与える影響はありません。 高津川の源流への環境影響を極力回避、低減させ自然を守りながら地方を活性化できる計画を策定いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(意見書 38)

No.	意見の概要	事業者の見解
125	風車の下に清流高津川があるの知っていますか？ (風車建設予定の下)上の山をけずって下に泥水が流れるなんて小学生でも解るぞ。国政、クリーンエネルギーという正義の面をかぶるなよ。世界では辞めてる事をやって、大事になって海外からバカにされるような事をするな。日本は後進国か。 コロナ対策と同じで危機管理能力ないな。 何かあってからでは遅い。大変遺憾ですで終わらせるんだろ。人が嫌がる事をしない。もう一度小学生の道德の授業を受けてくる事をおすすめします。従業する前に授業受けてって話。 自分等の未来を壊すな。 日本の先祖が命をかけて残してくれた国を簡単に壊す？ 考え直せ。同じ大和魂を受け継ぐ人間ならば。 以上!!	風力発電所建設の際には尾根上に裸地ができますが、工事の第1段階で「沈砂池」の工事を行います。この沈砂池は、工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。 沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査において確認できた常時水流までの距離を確保できるように設定いたします。さらに、沈砂池排水口付近には「布団かご」の設置、枝条散布などの濁水浸透対策を施します。以上の対策により、工事中に発生する濁水による、下流河川への濁りの影響は回避できると考えております。 高津川の「清流日本一」の根拠は「BOD(生活科学的酸素要求量)の75%値の測定結果が0.5mg/L未満であった」を基準として国土交通省が毎年発表し、年により多少の出入りがあります。BODは有機汚濁の度合いを示す指標です。本事業の実施に当たり、有機汚濁を発生させる恐れのある生活排水はすべて汲み取りによって処理し、公共用水域に排出しない計画としており、本事業が高津川のBODに与える影響はありません。 高津川の源流への環境影響を極力回避、低減させ自然を守りながら地方を活性化できる計画を策定いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(意見書 39)

No.	意見の概要	事業者の見解
126	まず、“匹見”と聞いて連想するものがあります。それは“きれいな水”“溪流”です。私も匹見には何度も行く事があり、シーズンになれば釣りをしています。きれいな溪流にはヤマメやゴギ、アユが生活できる環境下にあります。 風力発電の工事を行う事によって、砂が下流に流れたり、土砂崩れ、それに伴う工事によって環境がすぐ変わる事が懸念されます。高津川は、全国にも有名な一級河川であり、いくつもの支流をへて河川となります。不必要な支流などありません。一つも欠けてはなりません。魚や植物の環境を破壊しないと断言出来ますか？ 今、お世話になっているこの河川、地域の住民の想い、しかと受け止めてほしいものです。 現状を変えるな!許さんぞ!	環境影響評価制度では、環境に影響を与える恐れがある要素を抽出し、それを回避、低減できる保全措置を検討して実行するための制度です。 ご心配の匹見川への濁りですが、工事の第1段階で沈砂池を設置し、造成工事で発生する濁り水を集めて一定時間滞留させたくうえで、濁りを緩和してから林地に浸透させ、沢や河川など常時水が流れているところまで影響を与えないようにする計画です。 砂が下流まで流れることや、下流の環境を変えることが極力ないように工事計画を策定する所存です。ご理解の程よろしくお願いいたします。

(意見書 40)

No.	意見の概要	事業者の見解
127	風力発電の建設には反対です。理由は①自然環境が壊れることです。いかに自然エネルギーを利用するということでも自然環境が壊れたのでは意味がないと思います。②景観が壊れることです。匹見町も緑が豊かで自然が広がっている場所です。風車が建ってしまうと台無しになります。よって建設には反対です。	本事業計画地周辺は、自然環境が豊かな場所と理解しております。今後、事業計画地及びその周辺における環境影響の調査を適切に行い、それを基に設備、工事の影響度を予測して参ります。 引き続き説明会などとおして、住民の皆様のご意見をいただきながら、眺望景観への影響を可能な限り低減できるよう、配慮に努めてまいります。

(意見書 41)

No.	意見の概要	事業者の見解
128	弥栄からは見えないようにしてください。建設には反対です。	弥栄からの見え方について、影響を極力低減するように配慮に努めます。

(意見書 42)

No.	意見の概要	事業者の見解
129	るい積的影響の具体的な方法が記載されていない。弥栄町は3事業者の建設によりとり囲まれる。具体的なことが記載されない事業は容認できない。	周辺の既存風力発電施設との累積的な影響については、現地調査により現状を把握した上で、その影響の程度について予測及び評価を行います。なお、周辺の既存風力発電施設の諸元等の入手については課題も残るため、どのように予測するか、検討してまいります。

(意見書 43)

No.	意見の概要	事業者の見解
130	私は、現在上記住所に居住しておりますが、生まれ育ったのは今回計画区域に隣接する弥栄町であり現在も毎日通っております。弥栄町においては既に29基の発電設備が稼働中である上に、新たな計画もあり、加えて今回既存の施設の西側に大規模な計画があることを知り、前回配慮書の際にも意見を提出したところですが、今回においても、次のとおり意見を提出するところです。 また、計画自体への意見としては、前にも記載のとおり、貴重な生態系保護のため、本計画が実現しないことを切に願うところです。 1 切土工事にかかる緑化吹付について 用地保有者と協議の上との前提であるが、各地で行われた工事後の緑化吹付において、植生が様変わりした地域は枚挙にいとまがないところである。 個人の所有地とはいえ、動植物の生態は広範囲に影響するところであり、安易で即効性を目的とした緑化は、取り返しのつかない結果となることは明白である。緑化吹付の具体的な内容を開示して欲しい。	緑化吹付の内容については現地の植生等を考慮し、関係機関と協議のうえで決定いたします。

(意見書 43 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
131	2 調査、予測及び評価の手法(4.2)について 騒音及び超低周波音の予測手法 約 2km の範囲について行われる手法となっているが、浜田市で稼働中の発電施設においては今回計画の 2 分の 1 程度の規模でも約 7km 離れた場所において、騒音被害の可能性が出ている。 大規模施設が複数台、複雑な地形や風等の影響を受けた場合の影響は、未知のものであり、発電施設からの見通し、風向き等を方向別に検討し設置環境によっては 10km 程度の調査は必要であると考えられるので行っていただきたい。 参考事例をもとに 2km という数値を設定されているが、1 基当りの規模は当然影響すると考えられ、今回計画のような大型の施設には最大限の慎重さを求める。 加えて「風車の影」においては海外のアセス事例を参考事例としているのに、騒音に関しては、国内の事例というの其自然であり、事業者にとって都合の良い基準を求めたともとれる予測手法であると考ええる。 また計測方法でいうならば、近隣の既存施設からデータを得られることは非常に合理的かつ有効と考えられるので、行っていただきたい。	騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)等を参考に実施いたします。 調査地点については、風力発電機に近く各住居等への影響を把握し、騒音環境を適切に代表しうる地点として、方法書に示した 8 地点を前提として今後検討してまいります。 施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地の調査を行い、状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて対応策等について検討いたします。 騒音の評価については、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準である「騒音に係る環境基準」や、風力発電機からの騒音についての最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)等 に示されている評価方法を参考に行います。 風車の影については国内には目標値や指針値等が無いことから、海外の事例や指針値を参照させていただいております。
132	3 調査、予測及び評価の手法(4.2)について 鳥類、魚類等の調査手法 特に鳥類においては、今回のような短期間の抽出調査のみに頼らず、日本野鳥の会の会員による客観的データも今回データとともに同等に入手していただきたい。 本地域に希少生物が存在する可能性があることは、専門家の意見にもあるとおりなので、データの収集にも協力を求めるべきである。	文献やその他の資料については極力、公表された公認のデータを用いたいと考えております。また、現地調査をおこない、現状をしっかりと把握することが重要と考えております。今後も専門家の意見を踏まえながら、影響評価をおこなってまいりたいと考えております。
133	4 専門家意見について 有識者 B 氏の意見概要においては、近隣施設との影響に踏み込む意見があり同感である。他のエリアの調査の困難さも予想されるが、「困難だからできない。行わない。」という次元の話ではない。移動する生物への影響を考える上では、欠かすことのできないハードルであると認識する。 特に後発の事業者においては、ハードルが高くなるのは当然の義務と理解し、他の事業者分施設との影響を綿密に予測し、どのような対応が可能なのかを具体的に示すことが今後のステップとして必要である。	ご指摘ありがとうございます。累積的な影響の検討は困難な面も多分にありますが、実行可能な範囲で検討してまいりたいと考えております。

(意見書 44)

No.	意見の概要	事業者の見解
134	一級河川高津川 匹見においては貴重な動植物が多く、人が出入りする事により、その場からいなくなる心配が有る。それにより生態系に影響する事がある。失った物は取りもどすのに時間がかかる。その様な事がないようにお願いしたい。	方法書に記載した現地調査を適切に実施し、動植物の生息・生育状況を把握してまいります。また、その結果を踏まえて、例えば河川に土砂が流入しないような対策や濁水影響を極力低減できるような対策を検討してまいります。これらの対策(環境保全措置)を講じることで、極力影響が低減できるよう努めてまいります。

(意見書 45)

No.	意見の概要	事業者の見解
135	環境負荷が少ないとは言われているものの、実際は木を切り倒した後に山を削り、自然を破壊している以外の何ものでもない。いざ完成してからも十分なメンテナンスをされず、止まったままになっている風車を良く見かける。莫大なお金をかけ、豊かな自然をつぶしてまで作る価値があるのか。甚だ疑問である。	現在、日本の主力電源となっている化石燃料を利用した発電方法と比較し、風力発電はCO₂排出量が少ない発電方法であると経済産業省は公表しております。発電に係る環境影響物質の排出量評価としては、発電プラントの運用段階の排出量のみならず、その建設や廃棄、さらには燃料の採掘・輸送・加工・廃棄物処理などの発電部門のサプライチェーンの全体、すなわち発電のライフサイクルを包含して評価する必要があります。その点においても、風力発電は、化石燃料を利用した発電方法と比較し環境影響物質の排出が格段に少ない発電方法と認められております。 また、メンテナンスに関しては、資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」の通りに、保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築を行います。

(意見書 46)

No.	意見の概要	事業者の見解
136	弥栄から風車は見えてほしくない。	弥栄からの見え方について、影響を極力低減するように配慮に努めます。

(意見書 47)

No.	意見の概要	事業者の見解
137	騒音、低周波の測定ポイントが少ないのが気になる。	騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)等を参考に実施いたします。 調査地点については、風力発電機に近く各住居等への影響を把握し、騒音環境を適切に代表しうる地点として、方法書に示した 8 地点を前提として今後検討してまいります。頂戴したご意見も踏まえて、今後、具体的な調査地点の設定について検討してまいります。

(意見書 48)

No.	意見の概要	事業者の見解
138	日本でも数少ない清流河川の高津川の源流になる匹見地区であり環境的に問題がある。 貴重な動植物も多くあることが知られており、減少したりいなくなる恐れも予想される事から事業には反対です。	方法書に記載した現地調査を適切に実施し、動植物の生息・生育状況を把握してまいります。また、その結果を踏まえて、例えば河川に土砂が流入しないような対策や濁水影響を極力低減できるような対策を検討してまいります。これらの対策(環境保全措置)を講じることで、極力影響が低減できるよう努めてまいります。

(意見書 49)

No.	意見の概要	事業者の見解
139	弥栄町から、風車は見えないようにしてください。景観がそこなわれます。	弥栄からの見え方について、影響を極力低減するように配慮に努めます。

(意見書 50)

No.	意見の概要	事業者の見解
140	地球温暖化対策という意味では風力発電を促進すべきなのかもしれませんが、近隣住民に健康被害や騒音により引っ越さなければならなくなってしまったという事が実際に起こっています。それは動物にも同じ事が言えると思います。近年、異常気象で大雨による土砂災害が増えているため、風力発電の建設により地形が変わってしまうとその危険性はさらに高まります。また日本は地震大国であるという事も不安要素です。住民や動物に悪影響を与えてまで建設しなくてはならないものなののでしょうか。様々な問題を解決する事ができなければ風力発電を促進する事はできません。	今後、騒音や動物・植物・生態系といった各環境要素について現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討していく中で、みなさまのご理解を得られるよう努めてまいります。 現地で調査が終了した後、環境影響評価準備書を作成し、準備書の縦覧、説明会を開催させて頂く予定です。説明会などをとおして、住民の皆様が不安を抱かれないように努めてまいります。

(意見書 51)

No.	意見の概要	事業者の見解
141	風車が何本も立つ事は山の稜線と自然の景観を損ねます。	今後、本事業の影響要因がどのように影響を与える可能性があるか整理のうえ、風力発電機の配置など検討してまいります。

(意見書 52)

No.	意見の概要	事業者の見解
142	風力発電機機器搬入にともない道路改良が行われるカ所が有るようですが、河川にそった道路がほとんどで改良後雨水により、河川に土砂の流入が心配 土砂流入により濁りにより魚類の影響が心配(周布川で道路改良により土砂流入により一年川漁ができなかった例有り)	風力発電所予定地までの道路の改良については、関係機関との協議の上で対策を取ったうえで実施いたします。 また、風力発電所予定地内において道路工事を実施する際には横断側溝と側溝を整備し、短い区間に区切って、しがら柵、布団かごを通したのちに放流する、下流部に水を集めて沈砂池を設置する、雨が多い時期の工事は避ける、工事は周囲を養生しながら進める、発生した土砂を一時的に仮置きして養生する、などの対策を実施させていただきます。

(意見書 53)

No.	意見の概要	事業者の見解
143	脊梁部に設備されますと、山頂が削られ、その土砂が谷にすてられているのを、近隣のウインドファームの業者から見うけられます。この谷筋(191号)や赤谷には、ゴギ(環境省 II 類)が生息しています。この生息域は、日本のイワナ属の分布のほど西限にあたるもので、貴重な生息域です。土砂が流れないように配慮すると返答されますが、土のう袋は5年もさらされるとくちて、破れ、土砂が谷へ流れ始めます。2~5年たつて、影響が出てきます。やがて沢がうまり棲めなくなります。ゴギの生息域より下流に建設されることは、やぶさかではありませんが、頂上域に建立されるのは反対です。 また支流にはチュウゴクブチサンショウウオが生息し、湿地にはH. sp. が生息しています。水脈が変化すると、繁殖地がかわり、やがて、棲めなくなると思っています。ゆえに、建設に対しては反対です。	方法書に記載した現地調査を適切に実施し、動植物の生息・生育状況を把握してまいります。また、その結果を踏まえて、例えば河川に土砂が流入しないような対策や濁水影響を極力低減できるような対策を検討してまいります。これらの対策(環境保全措置)を講じることで、極力影響が低減できるよう努めてまいります。

(意見書 54)

No.	意見の概要	事業者の見解
144	景観保全の為、絶対に建設反対 自然体形をくずす原因となる。 業者は建ててしまえば後は知らなくなる。	眺望景観への影響を可能な限り低減できるよう、 配慮に努めてまいります。 また、風車建設後のメンテナンス、事業終了後の撤 去に関しては、資源エネルギー庁が定める「事業計画 策定ガイドライン(風力発電)」に則り、適切に計画の 策定を行います。

(意見書 55)

No.	意見の概要	事業者の見解
145	当該事業想定区域一帯には優れた自然が多く存在 しており、中国山地の主要な自然が残る地域である。 そのため、開発行為に際しては、極めて慎重な調査が 求められる。加えて近隣には多くの民家が存在する 上、登山や沢登り、溪流釣り、自然散策、スキー、写 真撮影など、生物や景観を楽しむことを目的とした 来訪者が多く、地域の重要な産業を支えている。 住民の暮らしが損なわれないためにも、住民が納 得する形でアセスメントの手続きが行われるべきで あると考える。	今後、動物・植物・生態系や景観など各環境要素に ついて現地調査により現状を把握するとともに、予 測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を 検討していく中で、住民の皆様のご理解を得られる よう努めてまいります。
146	配慮書の閲覧に対して、島根県・広島県の両知事が 求めた閲覧の利便性については、無視された状態で あった。具体的には、ごく限定的なパソコン環境(サ ポートが終了した OS とブラウザ)でなければ閲覧で きない状態であった。PDF ファイルをこのような形式 に保存するためには、一定以上の操作技能が必要で あり、閲覧制限をかけていると受け取られても仕方 無いものである。このことについては地元説明会でも 強く指摘があったにもかかわらず、方法書の閲覧期 間中に改善されなかった。地元に対して事業への理 解を求めているが、両知事など地元の意見を無視す る姿勢が正されない限りは、事業そのものに対する 不信感は拭えない。準備書以降の手続きで改善する のはもちろんだが、方法書の継続公開を要望する。	電子縦覧では、閲覧を行いつらい状態にあるとい うことで、ご迷惑をおかけしました。 電子縦覧に関しまして、縦覧開始時は Microsoft 社 の Internet Explorer のみで閲覧可能な状態であり ました。その後、住民説明会で左記の御意見を頂き、 Google 社の Chrome でも閲覧可能な状態に変更致し ました。またその際、Internet Explorer でのみ閲覧 可能な状態の時期に閲覧できなかった方々への対応 として、縦覧期間を 2 週間延長しております。 電子縦覧開始時から終了まで印刷は常に行える状 態となっております。 準備書以降の手続きでは、電子縦覧の閲覧が容易 にできるような工夫を検討致します。

(意見書 55 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
147	(仮称)益田匹見風力発電事業建設予定地には、経済産業省発「(仮称)益田匹見風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書」に述べられているように、想定区域の周辺では環境省絶滅危惧ⅠB類、広島県絶滅危惧Ⅰ類に選定されているイヌワシの生息が確認されている。したがって、希少猛禽類の調査においてはイヌワシの確認に十分に配慮すべきである。 鳥類では、クマタカについては本会会員と日本野鳥の会広島支部会員の調査により、建設予定地周辺で3つがいの生息が確認されている。 本建設予定地北3kmには浜田ウインドファームの風力発電機29基が稼働中であり、さらにその南側に(仮)新浜田ウインドファームの風力発電事業17基の建設計画が進行中である。浜田ウインドファーム、(仮)新浜田ウインドファーム、(仮)益田匹見風力発電の3つの風力発電施設が完成すれば、南北10km、東西5kmの範囲内に最大高150m超の大型風車61基が立ち並び、全国的にも類のない風車群が建設されることになる。この範囲内で生息が確認されている9つがいのクマタカに対する複数の風力発電基の稼働による累積的な影響が懸念される。そこで、すでに稼働中の風力発電事業者、現在建設計画進行中の風力発電事業者と十分連携し、累積的な影響の評価を具体的にかつ慎重に実施することを求める。 哺乳類では、当該事業想定区域周辺において、環境省により絶滅危惧Ⅱ類に選定されているヤマコウモリ、オヒキコウモリ、モリアブラコウモリの生息が確認されている。これらの希少なコウモリ類に対するバットストライクの可能性が極めて高いことが懸念される。 さらに、環境省により絶滅危惧ⅠB類に選定されているヤイロチョウ、ブッポウソウ、絶滅危惧Ⅱ類に選定されているミゾゴイ、サシバ、準絶滅危惧に選定されているハチクマ、オオタカ、島根県により絶滅危惧Ⅱ類に選定されているヤマセミなども繁殖期に確認されている。これらのほか、国内では八幡高原と大分県九重町のみで渡来し越冬し、広島県により要注意種に選定されているシラガホオジロの渡りの経路ともなっている。また、近隣の山域で広島県により要注意種に選定されているノスリの繁殖が確認されており、建設予定地周辺の伐採地でもノスリが繁殖する可能性がある。 以上述べたように、方法書に示されたような調査及び予測・評価を行うまでもなく、当該風力発電施設を建設することは環境省が推進する生物多様性保全の観点からきわめて損失が大きいと考えられることから、(仮称)益田匹見風力発電事業については計画の断念を強く要望する。	希少猛禽類調査時にはイヌワシの出現にも留意して調査を実施いたします。また、クマタカについても現地調査によりその生息状況を適切に把握してまいります。 特にクマタカについて、行動圏が他事業にまたがることを確認された場合には、累積的な影響を検討できるよう、他事業者とも情報共有に努め、適切に影響予測できるよう努めてまいります。 コウモリ類については、方法書に記載したとおり、コウモリ相を把握するため捕獲調査を実施するとともに、高高度を飛翔するコウモリ類の生息状況を把握するため、音声モニタリング調査を実施いたします。これらの結果や有識者の助言を踏まえながら、影響の程度について検討してまいります。 ヤイロチョウやブッポウソウ、ミゾゴイなどの一般鳥類の重要種についても現地調査をおこない生息状況を把握してまいります。 対象事業実施区域における動植物の現地調査を実施し、どのような貴重な生物がどこに生息・生育しているかを把握します。現地調査は方法書にお示した内容に基づきおこなってまいります。現地調査の結果や有識者の助言等を踏まえ、生物多様性にも配慮できるよう、また、極力影響が低減できるよう、適切に事業計画を検討してまいります。

(意見書 56)

No.	意見の概要	事業者の見解
148	私たちは、北広島町八幡地区に居住する10代～50代男女の有志で構成する「集まって話す会」です。話し合いや勉強会などで八幡地区の未来像を考えることを続けています。これから50年先もこの地域で住み続ける私たちは、いのちと環境を次世代につなぐ責任があります。 (仮称)益田匹見風力発電事業に係る方法書について、これまでメンバーで話し合った内容を意見書として提出します。 (総論) 私たちは3つの点から大きな不安を抱えています。 (1) 住環境や自然環境が改変されることへの不安この点については、次ページ以降の各論の通り、事業推進の過程において十分な調査や予測、対応を講じることによって解消していただくよう要望します。	今後、騒音や動物・植物・生態系、景観など各環境要素について現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討していく中で、住民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。
149	(2) 環境影響評価法第三条「事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、環境影響評価その他の手続きが適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない」を遵守できていないという不安 このままでは、多くの地域住民が環境影響評価の重要性を認識しないままに事業が進行していくこととなります。地域住民が「環境影響評価の重要性を深く認識」とするとともに、「環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努め」ることで、環境影響評価その他の手続きが適切かつ円滑に行われるようにご協力ください。そのために、事業者、島根県、広島県、地域住民(益田市・北広島町)が会して情報や意見を交換する場の設定を、準備書の送付より前の段階で定期的に行っていただくよう、強く要望します。 また、方法書に対する質問の全文を、知事等への送付と同じタイミングでインターネット等を通じて公開してください。	今後、現地調査や予測及び評価を行い、準備書等を作成してまいります。準備書の縦覧の際にも住民説明会を開催し、調査、予測及び評価の結果等について説明させていただくなど、環境影響評価法に基づき適切に手続きを行ってまいります。 方法書についての環境保全の見地からのご意見に対する事業者見解については、環境影響評価法に基づき島根県・広島県・益田市・浜田市・北広島町・安芸太田町に提出いたします。
150	(3) 事業実施後に生じる恐れがある不測の事態に対する対応 西日本豪雨災害や東日本大震災など、過去の例を見ても、災害に伴って発電施設等がもたらした被災については、係争が絶えません。そのためにも、事業実施後における影響の調査を見据えた調査体制の確立が必要と思われます。環境影響評価に間違いが無かったことを継続的に調査・評価する体制を示して下さい。 また、環境影響評価による予測とは異なる悪い影響が生じた際の対応や責任の所在(事業者なのか認可した行政なのか)、人的被害をどのように把握するかの方法およびそれに対する補償の体制(補償主体、時期、内容)についても明確に示して下さい。	風力発電施設の稼働後における環境影響については、事後調査を行うことにより把握いたします。また、環境保全措置の効果や事後調査結果を記載した報告書を作成し公表することが環境影響評価法で制度化されているので、法に則り適切に対応いたします。 施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まずは現地調査等により現況把握し、専門家等の第三者の意見も伺いつつ、原因究明に努めます。その後、再発防止と損害との因果関係に応じた対応策を検討することと致します。 なお、責任の所在に関しましては、損害の原因と合理的に認められる主体にあり、請求方法は都度、協議となると考えます。

(意見書 56 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
151	(各論) ■騒音や低周波の調査について 風力発電施設の影響に対する不安の一番の理由に「健康」をあげる声が多いです。特に乳児やその家族、高齢者などは自宅で過ごす時間が長いため、風力発電施設からの騒音や低周波に晒される時間も長くなります。風力発電の建設により、住民の健康状態に被害が及ばないよう、「騒音や低周波」の調査には慎重を期すために、以下の調査が必要と考えます。 ・年齢や健康状態など家庭ごとの実態に合わせた定量的な予測や評価ができる調査 ・八幡地区の全戸を対象に、実際の地形や植生を考慮した、各戸ごとの騒音・低周波の量と、時間・天候・季節ごとの予測・風車建設の影響が分かる調査 ・工事期間中および期間後も含めた、複数モニタリングポストによる常時観察とインターネットでのリアルタイムの公開 ・目標基準値の設定 ▶ 八幡高原は静かな山村です。「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」で示された値を参考に、各戸における目標基準値は、終日 35dB 以下としてください。 ▶ 終日 35dB 以上を基準とする場合には、環境保全の観点からの合理的な根拠を示してください。 ▶ 予測とは異なる悪い影響が発生した場合の責任や補償体制についても示してください。	騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)等を参考に実施いたします。 調査地点については、風力発電機に近く各住居等への影響を把握し、騒音環境を適切に代表しうる地点として、方法書に示した 8 地点を前提として今後検討してまいります。 施設の稼働後に問題等が発生した場合には、まず、現地調査を行い状況を把握した上で、必要に応じて専門家等からの助言等を踏まえて対応策等について検討いたします。
152	■景観について 私たちは、地域の自然と景観に誇りをもっています。特に風力発電建設により、ふるりの景観が改変されることや、観光資源の魅力低下や、自然の魅力に惹かれる移住者の減少を強い危機感を持っています。土地への帰属意識や、観光地としての魅力が低下することは個人への喪失感のみならず、新たな観光や移住に対して妨げとなり、ひいては地域が存続できない状況を生じかねません。風力発電建設による観光者や移住定住者への影響を、工事の実施中および施設の稼働後それぞれについて調査・予測してください。 ・登山者や来訪者の数は季節や天候、地域イベントなどにより大きく異なります。数の把握については調査日を任意に設定したランダムサンプリングからの予測ではなく、正確を期するために、センサーなどを使った全数調査を行ってください。 ・来訪者の数だけでなく、景観への愛着や価値認識などの質についても定量的に評価できるように調査してください。 ・住民や来訪者以外の、潜在的な需要についても、量的・質的な調査を行ってください。 ・予測とは異なる悪い影響が発生した場合の責任や補償体制についても示してください。	本事業計画地周辺は、自然環境が豊かな場所と理解しております。今後、事業計画地及びその周辺における環境影響の調査を適切に行い、それを基に設備、工事の影響度を予測して参ります。 引き続き説明会などをおとして、住民の皆様のご意見をいただきながら、配慮に努めてまいります。 なお、ご提案の趣旨を満たす調査を行うためには、環境影響評価の手続きの範囲では不十分と思われる、広く学術的・研究的な知見が必要であると思われます。 今後、調査手法や評価手法の開発も含め、しかるべき研究機関や国の研究事業等に対して課題提起をしてまいりたいと存じます。

(意見書 56 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
153	■安全対応について 「他県の風力発電においても、低周波音による人的被害や自然環境被害、台風による倒壊事故など、心配していたことが実際に起こっている。絶対に被害がないことを証明してもらえないのに、風力発電計画が進むのは納得できない。」という強い意見がでました。現在、事業者は風力発電建設に積極的ですが、仮に建設された場合、事業後の保証についての説明や規則がありません。「建設されてみないと何が起こるかわからない不安」があり、取り返しがつかなくなって困るのは地域住民ですので、以下の調査や体制を希望します。 ・生態系の影響についての調査を工事後も継続し、その調査について有識者と協議の場を設けること。	風力発電施設の稼働後における環境影響については、事後調査を行うことにより把握いたします。また、環境保全措置の効果や事後調査結果を記載した報告書を作成し公表することが環境影響評価法で制度化されているので、法に則り適切に対応いたします。
154	・予測不可能な災害や事故(例えば米軍機の低空飛行訓練があることによる事故危険性)が起きる可能性があるため、工事中・稼働後の安全管理体制についてインターネットなどで公開すること	工事着手にあたっては、事前に工事中や施設の稼働後における安全管理体制等について、ご説明するよう検討いたします。
155	・事業者の倒産などが起きた場合の保証や保険制度について示すこと	事業者として本風力発電施設を安全に運営し、近隣住民の方にも安心して頂ける様、事業の開始から終了まで責任をもって、施設の保守・維持管理活動を実施してまいります。 一方で、20年以上に渡る事業を、民間企業が最後まで責任を負えるのかとのご指摘は尤もであり、倒産リスクは限りなく小さいとお伝えすることはできません。よって、本事業の継続性を確実とするためにも、本事業は、プロジェクト・ファイナンスを採用し融資銀行にも事業の継続性に対して、責任の一端を担って頂くこととします。一般的にプロジェクト・ファイナンスでは、事業方針や運営方法へ融資銀行の意向も反映する一方、事業者に信用不安、若しくは事業運営能力がないと合理的に判断された場合、予め融資銀行に付与される「ステップインライト」という権利が行使され、一旦、全ての設備、契約上の権利、義務は融資銀行に移管され、充分な運営能力を持つ事業者へ事業売却、若しくは運営を委託することで、企業は継続せずとも、事業の継続は可能とする仕組み作りを行います。 以上、事業者側も万が一に備えた取り組みを予定していることをご理解頂けると幸いです。
156	・工事のための搬入路についても不安があるため、発電施設の設置場所だけでなく、搬入路についても、同様の体制・制度を示すこと	工事期間中においては施工計画の中で定める緊急時体制に沿って現場管理者が対応いたします。

(意見書 56 つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
157	■エネルギーについて 私たちは、前回の意見書で述べたとおり、「現代の社会情勢として、化石燃料の枯渇や、温室効果ガス排出問題など、地球環境を人類全体で考えていく必要がある」と考えています。 今回の風力発電建設によって、どれくらいの規模の電力が実際にまかなわれ(発電量ではなく実際の使用量)、その電力がどこで使われるのか、「電力のゆくえ」についても教えてください。 また、事業者の説明会で、風力発電建設でのメリットについて、「自然エネルギーの利用」があげられていましたので、具体的なCO₂削減量と効果を発電量ではなく、年間の使用量ベースで示してください。	本事業で発電した電力は、中国電力管内の電気利用者に届けられます。弊社の試算によりますと、世帯数に換算すると使用量ベースで、約 35,000 世帯分の電気を賄うことができます。 本事業によるCO₂削減量効果に関しては、約 68,380 ton/年期待できます。これは、36～40 年生のスギ人工林約 7,770ha(=約 777 万本)が一年間に吸収するCO₂の量に匹敵するとの試算です。 <参照元> ・「電気事業者別排出係数 -平成 29 年度実績-」(平成 30 年 12 月 27 日付/令和 1 年 7 月 22 日改訂) ・日本における発電技術のライフサイクル CO₂ 排出量総合評価(平成 28 年 7 月 電力研究所) ・林野庁 HP
158	■累積的な影響の評価について 既存・新設 2 社合わせると、風力発電が八幡高原周辺で 60 基を超えるという計画となるようです。住民説明会でも質問があったように、周辺の風力発電施設(既設・建設・計画すべて)との累積的な影響の調査および予測・評価を必ず実施してください。	周辺の既存風力発電施設との累積的な影響については、現地調査により現状を把握した上で、その影響の程度について予測及び評価を行います。なお、周辺の既存風力発電施設の諸元等の入手については課題も残るため、どのように予測するか、検討してまいります。
159	■情報公開について 説明会でも再三の要望があったにも関わらず、配慮書に続き、方法書もインターネットでの縦覧が一部の環境でしか閲覧できない状況です。環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方(平成 24 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課)を参考に利用者の利便性向上への対応の見直しを行って下さい。 (終わりに) 私たちは、次々を計画される風力発電建設に対して混乱しています。貴重な時間も費やしています。よりよい未来のために、風力発電建設が必要なものかどうかを方法書や住民説明会を通して考えていますが、八幡地域や近隣地域の影響がわからないことや、情報公開に対する事業者への対応に不安が募ります。 環境省中国四国地方環境事務所の資料によると、中国四国地方の陸上風力発電所では、7 割程度の事業で何らかの苦情などが発生しているそうです。また、苦情などの内容は工事後に風車からの騒音・低周波音に関してが最も多いというデータがあります。建設後に問題が発生してからでは遅いのです。 <u>(仮称)益田匹見風力発電事業は、八幡地域および周辺住民全員の合意のもとで、風力発電建設計画を進めていただきたいと思います。</u>	電子縦覧では、閲覧を行いつらい状態にあるということで、ご迷惑をおかけしました。 電子縦覧に関しまして、縦覧開始時は Microsoft 社の Internet Explorer のみで閲覧可能な状態でありました。その後、住民説明会で左記の御意見を頂き、Google 社の Chrome でも閲覧可能な状態に変更致しました。またその際、Internet Explorer でのみ閲覧可能な状態の時期に閲覧できなかった方々への対応として、縦覧期間を 2 週間延長しております。 電子縦覧開始時から終了まで印刷は常に行える状態となっております。 準備書以降の手続きでは、電子縦覧の閲覧が容易にできるような工夫を検討致します。 建設後に苦情等があった場合には、先ずはどのような状況であるのかを現地調査等により把握することに努めます。また、必要に応じて専門家等からも意見を伺い、状況に応じた対応策を検討致します。 資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に則り、適切に計画の策定を行い、住民の皆様が不安を抱かれないように努めてまいります。

(意見書 57)

No.	意見の概要	事業者の見解
160	環境へのダメージが大きすぎるのではないだろうか。 反対します。	今後、現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討していく中で、みなさまのご理解を得られるよう努めてまいります。

(意見書 58)

No.	意見の概要	事業者の見解
161	既存の風車で眠れない人もいる。その上、建設するなど。 道川のような尾根を切り崩すことは、大きな災害につながる。そのような危険性があるものを建設してはならない。 弥栄の景観上、見えてはいけない。	今後、現地調査により現状を把握するとともに、予測及び評価を行い、事業計画や工事計画の具体化を検討していく中で、みなさまのご理解を得られるよう努めてまいります。

(意見書 59)

No.	意見の概要	事業者の見解
162	弥栄には 29 基すでに風車が建設され、景観も台なしになった。これ以上、風車が見えるようなことがあってはならない。 フォトモンタージュの提示も遅いし、信ぴょう性がない。 事業者説明会のフォトも適当な場所で、特に問題がない説明。景観は町民が感じるもので、事業者ではない。建設計画は中止すべき。	現時点での視覚的なシミュレーションについて、不確定な状態で示すことは誤解を招くため、現時点の検討段階でのイメージを参考として示していることをご理解いただければと存じます。 今後、影響を低減するよう配置等の検討を進め、現地調査により確度の高い情報を得ましたら、それをもとに皆様によりイメージしやすく分かりやすい工夫をしたフォトモンタージュを作成するなどより多くの情報をご提供のうえ、ご説明を続けてまいります。 弥栄からの見え方については、影響を極力低減するよう配慮に努めます。

(意見書 60)

No.	意見の概要	事業者の見解
163	環境保全の意見として、建設されると環境が保てないのはあたりまえのこと。尾根を切り崩し、影響がないわけではない。高津川源流に手を入れることは、高津川そのものも清流は維持できない。	風力発電所建設にかかる改変につきましては、尾根上の一部の場所に限られ、裸地が出現する場合には必要な面積の沈砂池で一定時間滞留させてから林地に排出し、地下浸透させることによって河川への濁り水の混入を避ける計画です。 沈砂池排水口から沢などの水流にやや濁った水が達しないように慎重に計画を進めていき、高津川源流への影響を低減してまいります。
164	弥栄のどこの位置からも、風車は見えてはいけない。景観が台なし。	弥栄からの見え方について、影響を極力低減するよう配慮に努めます。

(意見書 61)

No.	意見の概要	事業者の見解
165	景観上、弥栄からは一切見えてはいけない。もう、風車は必要ない。	弥栄からの見え方について、影響を極力低減するよう配慮に努めます。

(意見書 62)

No.	意見の概要	事業者の見解
166	現在、既存の風車より 2～3 倍大きいと思います。騒音、低周波調査のポイントが少なすぎます。住居に関しては全てが対象。	騒音・低周波音の現地調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年 5 月)や「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)等を参考に実施いたします。 調査地点については、風力発電機に近く各住居等への影響を把握し、騒音環境を適切に代表しうる地点として、方法書に示した 8 地点を前提として今後検討してまいります。頂戴したご意見も踏まえて、今後、具体的な調査地点の設定について検討してまいります。
167	希少動物の影響はあるはず。低減、回避だけではダメです。	対象事業実施区域における動植物の現地調査を実施し、どのような貴重な生物がどこに生息・生育しているかを把握します。現地調査は方法書にお示した内容に基づきおこなってまいります。現地調査の結果や有識者の助言等を踏まえ、生物多様性にも配慮できるよう、また、極力影響が低減できるよう、適切に事業計画を検討してまいります。

(意見書 63)

No.	意見の概要	事業者の見解
168	弥栄に時々来るが、風車が見えてがっかりする。景色が悪い。 新しい計画でも、見える範囲がある。美しい山々に風車は似合わない。フォトモンタージュの問題ではない。	弥栄からの見え方について、影響を極力低減するように配慮に努めます。

(意見書 64)

No.	意見の概要	事業者の見解
169	一級河川の高津川に影響が大きすぎます。 匹見にはアユやヤマメがいると聞きましたが、生息できなくなります。	風力発電所建設の際には尾根上に裸地ができますが、工事の第 1 段階で「沈砂池」の工事を行います。この沈砂池は、工事中に発生した雨水を集め、一定時間滞留させることによって、濁りを緩和してから周囲の林地に排水するための施設です。林地には水を浸透させる能力がありますので、林地に排出されたやや濁りの残った水は、水流となる前に浸透し、常時水流となっている沢までの距離を十分確保することにより、濁りが残った水が沢に到達する可能性は限りなく小さいと考えています。 沈砂池からの排水方向は、今後の現地調査において確認できた常時水流までの距離を確保できるように設定いたします。さらに、沈砂池排水口付近には「布団かご」の設置、枝条散布などの濁水浸透対策を施します。以上の対策により、工事中に発生する濁水による、下流河川への濁りの影響は回避できると考えております。

日刊新聞に掲載した公告

・山陰中央新報、読売新聞(大阪本社版島根全県版)、朝日新聞(大阪本社版島根全県版)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧致します。

一、事業者の名称 アジア風力発電株式会社
代表者の氏名 代表取締役 向井 恒道
事務所の所在地 〒一〇六〇〇四四 東京都港区東麻布二六八イイダアネックス東麻布四階

二、対象事業の名称 種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大約六万キロワット

三、事業実施想定区域 縦覧の場所・時間 益田市役所環境衛生課および美都総合支所、匹見総合支所の各窓口、浜田市役所環境課および金城支所、旭支所、弥栄支所、三隅支所の各窓口
※いずれも、土日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <http://www.asia-windpower.co.jp>
期間 令和二年一月十日(金)から
令和二年二月二十五日(火)まで

五、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます
意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へ郵送(三月十日(火)当日消印有効)ください。

六、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、益田市市民学習センター(島根県益田市元町一・二六)
令和二年一月十八日(土) 十四時より

二、道川公民館(島根県益田市匹見町道川イ一三三・一)
令和二年一月十九日(日) 十時より

三、二川公民館(島根県益田市美都町宇津川口三七七・三)
令和二年一月十九日(日) 十四時より

四、弥栄会館(島根県浜田市弥栄町長安本郷五四四・一)
令和二年一月二十五日(土) 十時より

五、波佐公民館(ときわ会館)(島根県浜田市金城町波佐イ四四一・一) 令和二年一月二十五日(土) 十四時より

七、問い合わせ先 アジア風力発電株式会社
〒一〇六〇〇四四 東京都港区東麻布二六八イイダアネックス東麻布四階 電話〇三(六二七七)七四一一

・中国新聞、読売新聞(大阪本社版広島全県版)、朝日新聞(大阪本社版広島全県版)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧致します。

一、事業者の名称 アジア風力発電株式会社
代表者の氏名 代表取締役 向井 恒道
事務所の所在地 〒一〇六〇〇四四 東京都港区東麻布二六八イイダアネックス東麻布四階

二、対象事業の名称 種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大約六万キロワット

三、対象事業実施区域 縦覧の場所・時間 島根県益田市匹見町道川地区
広島県庁環境保全課、北広島町役場
町民課、芸北支所、安芸太田町役場
住民生活課の各窓口
※いずれも、土日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <http://www.asia-windpower.co.jp>
期間 令和二年一月十日(金)から
令和二年二月二十五日(火)まで

五、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます
意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へ郵送(三月十日(火)当日消印有効)ください。

六、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、八幡高原センター(広島県山県郡北広島町東八幡原八九三)
令和二年一月二十三日(木) 十九時より

二、いこいの村ひろしま(広島県山県郡安芸太田町大字松原一)
令和二年一月二十四日(金) 十九時より

七、問い合わせ先 アジア風力発電株式会社
〒一〇六〇〇四四 東京都港区東麻布二六八イイダアネックス東麻布四階 電話〇三(六二七七)七四一一

自治体広報誌への掲載

「広報ますだ」1月号掲載

information 情報



お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

☆後期高齢者医療に係る医療費通知(第2回)の送付について

島根県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんへ、医療費通知を送付しています。

確定申告の医療費控除の手続きに、医療費通知を使用することが出来ます。

・送付対象者 被保険者全員
・発送時期(予定)
第2回…令和2年1月中旬
(令和元年5月〜10月診療分)

※第1回は令和元年8月中旬に発送済(平成30年11月〜平成31年4月診療分)

※令和元年11月〜12月診療分の医療費や医療費通知に記載されていない医療費がある場合は、ご自身で領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要がありますのでご注意ください。

※療養費(柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう)について、療養費通知を確定申告に使用する場合は、令和元年5月(平成30年10月〜平成31年1月施術分)、9月(平成31年2月〜令和元年5月施術分)送付分と令和2年1月(令和元年6月〜9月施術分)送付予定分をあわせて使用してください。なお、令和元年10月〜12月施術分については施術所が発行する領収書が必要です。

問 市保険課 保健・年金係
(後期高齢者医療担当)
☎ 31・0215

固定資産税について

■償却資産の申告
法人や個人事業者で償却資産を所有している方は、毎年

1月1日(賦課期日)現在に所有している償却資産について申告が必要ですので、1月31日(猶予)までに申告書を提出してください。

■家屋に係る特例措置

既存住宅にバリアフリーや省エネ、または住宅耐震の改修工事等を行った場合、要件を満たすものについて課税の特例が適用になります。詳しくは問い合わせください。

■固定資産(土地・建物)の届出、調査にご協力ください

土地の現況を変更したり、家屋の増改築や取り壊し、また、未登記家屋の所有権が移転したときにはお知らせください。担当職員が伺い、調査します。

なお、建築された家屋が課税されていない場合は、地方税法により最高5年分遡って課税することになりますので、ご留意ください。

■納税義務者が死亡したら

12月末日までに相続登記の手続きが完了すると、翌年からは新しい登記名義人に課税されます。

相続登記が済むまでの間は、相続人の中から「納税通知書等書類を受領する代表者」を届け出ていただく必要があります。

詳しくはご相談ください。

問 市税務課 固定資産税係

☎ 31・0610

・美都総合支所地域振興課

☎ 52・2311

・匹見総合支所地域振興課

☎ 56・0300

(仮称)益田匹見風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会

環境影響評価法に基づき、(仮称)益田匹見風力発電事業「環境影響評価方法書」を縦覧に供するとともに、住民説明会を行います。

事業名 (仮称)益田匹見風力発電事業(発電出力1基3・2MW、4・3MWを最大15基程度)

事業名 アシア風力発電株式会社
事業区域 匹見町道川地区
縦覧期間 1月10(金)〜2月25日(火)

縦覧場所

環境衛生課および美都・匹見各総合支所の窓口(土日・祝日を除く8:30〜17:15)
※アシア風力発電のホームページでも閲覧できます。
<http://www.asia-windpower.co.jp>

◎意見・質問の提出方法

住所、氏名、電話番号、意見・質問をご記入の上、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函、または左記の問い合わせ先に郵送で提出してください。

※電話による意見・質問は受けられません。

※郵送の場合は、3月10日(火)日消印有効です。

◎説明会

・1月18日(出) 14:00
市立市民学習センター
202 研修室
・1月19日(回) 10:00
道川公民館
・1月19日(回) 14:00
二川公民館

問 アシア風力発電株式会社
〒106-0044
東京都港区東麻布1-26-8
イイダアネックス東麻布4階

くらしの 情報広場

生活・環境

(仮称) 益田匠見風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会を開催します

環境影響評価法に基づき、(仮称) 益田匠見風力発電事業環境影響評価方法書を縦覧に供するとともに、住民説明会を開催します。

対象事業 (仮称) 益田匠見風力発電事業

事業名称 アジア風力発電(株) 事業区域 益田市匠見町道川地区

事業規模 発電出力1基3.2MW、4.3MWを最大15基程度

縦覧期間 1月10日(金)～2月25日(火)のうち、平日(開庁日)

縦覧場所 市役所東分庁舎2階環境課・各支所市民福祉課

※ アジア風力発電(株)のホームページでも縦覧できます。

意見・質問の提出方法

住所・氏名・電話番号・内容をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱へ投函又は問い合わせ先に郵送してください。

※ 郵送の場合は、3月10日(火)当日消印有効です。

※ 電話による意見、質問はお受けできません。

住民説明会の開催

・弥栄地区 日時 1月25日(出) 午前10時～

場所 弥栄会館

・金城地区 日時 1月25日(出) 午後2時～

場所 波佐公民館(ときわ会館)

問合せ アジア風力発電(株) ☎106・0044 東京都港区東麻布1-26-8 イイダアネックス東麻布4階

統計調査員を募集します

市では、国が実施する統計調査(国勢調査・経済センサスな

ど)に理解と熱意をもって、積極的に取り組んでいただける統計調査員を随時募集しています。希望する人をあらかじめ登録

調査員として登録し、統計調査実施の際に改めて市から従事依頼をし、本人の了承を得た上で調査に従事していただきます。

※ 登録した人に毎回調査をお願いするとは限りません。

主な仕事の内容

①調査員事務打合せ会への出席
②調査区域及び調査対象の確認
③調査票の配布・記入依頼・回収
④回収した調査票の検査・整理・提出

資格要件

・選挙関係者及び税務・警察に直接関係のない20歳以上の人
・主として日中の調査活動に従事できる人(ほかに仕事をしていたりても可也です)

・責任感が強く、特に秘密保護に配慮できる人

・暴力団員でなく、暴力団や暴力団員と密接な関係がない人

報酬など

実際に調査に従事した場合に、国で定めた報酬を支払います。

統計調査員の身分

実際に調査に従事していただく場合に、統計調査の都度(約2か月間)、国や県から任命される非常勤の公務員となります。

応募方法

電話で申し込んでください。

住 宅

空き家情報を提供してください

市では、使用予定のない「空き家」を探しています。空き家バンクに登録して、空き家の有効活用をしませんか。空き家を所有している人、空き家を知っている人からの情報提供をお待ちしています。

※ 不明な点は、気軽にお問い合わせください。

※ 空き家バンク制度とは、使用予定のない空き家を登録し、ホームページなどでU・I・ターン希望者などに情報提供を行う制度です。

空き家バンクホームページ

<http://www.hamada-city.a.love.com/>

問合せ 政策企画課移住定住係 ☎9200



産 業 地域活性化

令和2年度「緑の募金公募事業」の応募団体を募集します

「緑の募金公募事業」は、県民の皆さんからの家庭募金、企業・団体の皆さんからの職場募金などの「緑の募金」を活用して、地域団体が自ら緑化に取り組む事業です。

募集対象事業 森林への植林活動、青少年の環境教育、イベント開催による緑化運動の普及・啓発活動など

※ 事業内容によって補助率が異なります。

申込方法 申請書に必要事項を記入の上、農林振興課へ提出してください。

※ 申請書は島根県緑化推進委員会ホームページからダウンロードできます

申込期間 1月24日(必着)

問合せ

・島根県緑化推進委員会 ☎0852・8049

・農林振興課林業振興係 ☎697・8501 浜田市殿町1番地 ☎9510

安全・安心

生活・環境

住宅

産業・地域活性化

税務・納税

子育て

健康・福祉

保険・医療年金

人権

教育・文化・スポーツ

募集の詳細は、近畿中国森林管理
理局ホームページを確認してくだ
さい。

任期 4月1日～令和3年3月31日

目的 国有林の事業運営などにつ
いて、国民の理解を深めるとも
に、意見や要望を聞き、国有林野
行政に反映させるため。

対象 県内に居住し、森林・林業
や国有林に関心のある成人の人
※ただし、国会・地方議会の議員、
地方公共団体の長、常勤国家公
務員、平成29年度から令和元年
度まで3年間連続して国有林モ
ニターを務めた人は除きます。

締切 1月31日（金）
近畿中国森林管理局
総務企画部企画調整課林政推進係
06・6881・3406（直通）

（仮称）益田匹見風力発電事業

環境影響評価法に基づき、「（仮
称）益田匹見風力発電事業環境影
響評価方法書」を縦覧に供し、住
民説明会を行います。

対象事業（仮称）益田匹見風力発
電事業（発電出力1基3.2MW）

4.3 MWを最大15基程度）

事業者名

アジア風力発電株式会社

事業区域

島根県益田市匹見町道川地区

縦覧場所

町民課環境管理係・芸北支所

※次のウェブページでも縦覧でき
ます。



<http://www.asia-windpower.co.jp>

募集方法 意見や質問は、住所、
氏名、電話番号、内容を記入の
うえ、縦覧場所の意見箱に投函
するか、問い合わせ先に送付（3
月10日消印有効）してください。

※電話による意見、質問はお受
けできません。

縦覧期間 2月25日（火）まで

午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日を除く）

説明会日時

1月23日（木）午後7時から

説明会場所 八幡高原センター

（東京都区港区東麻布1・26・8

イイデアネックス東麻布4階）

プレミアム付商品券販売終了

北広島町プレミアム付商品券の
販売期限が迫っています。

購入引換券が送付されており、
購入を希望する人は、期限までに
福祉課または各支所住民係で購入
してください。

対象者

○子育て世帯で、購入引換券が送
付されている人
○住民税非課税の人で、交付申請
をし、購入引換券が送付されて
いる人

販売期限 2月21日（金）まで

販売額 1セット 4,000円
（500円券×10枚）5,000円分

購入限度 5セットまで

福祉課子育て支援係IP 1851

きたひろネットの引込線

雪が降る季節になりました。自
宅のきたひろネットの引込線が雪
などで垂れ下がり、車の出入りに
支障をきたす恐れがある場合や、
農機具などの大型機械が通るとき
支障がある場合には、きたひろネ
ットセンターにご連絡ください。

また、積雪により木や竹などが
きたひろネットのケーブルに倒れ
掛かっているのを見かけた人は、
連絡をお願いします。

きたひろネットセンター

IP 7447



2月7日は「北方領土の日」

政府は、毎年2月7日を「北方
領土の日」と定め、国を挙げて北
方領土返還要求運動を進めてい
ます。

私たち一人ひとりの声を集結
し、皆さんで協力し合って、北方
領土の早期返還を実現させまし
よう。

令和元年度標語
「返還へ未来志向の対話と交流」
（最優秀賞作品）

福祉課総務係IP 1850

広島広域都市圏

広島ドラゴンフライズ共同応援の実施

◆日 時／**3月8日(日) 13:30試合開始**

◆対戦相手／**越谷アルファーズ**

◆会 場／**広島サンプラザホール**

(広島市西区商工センター三丁目1-1) ※現地集合です。



◆募集人数／**100人** (申込多数の場合は抽選)

※広島広域都市圏内にお住まいの方が対象です。

◆参加費／大人…**1,200円** 高校生以下…**800円**

◆観覧方法／アリーナサイド2階(指定席)で応援します。

参加者の募集



【座席図】



※①のアリーナサイド2階(指定席)のうち100席が今回の応援場所です。

《申込み・問い合わせ先》

往復はがき(1枚に5人まで)に、参加者全員の住所、氏名、年齢、電話番号と「ドラゴンフライズ共同応援希望」の旨を記入し、1月31日(金)(※消印有効)までに、下記事務局へ。広域都市圏ホームページからもお申し込みができます。

※小学生以下の場合は、大人の同伴が必要です。

〒730-8586 (住所不要) 広島市役所広域都市圏推進課 広島広域都市圏協議会

☎082-504-2017

FAX082-504-2076

(仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会の開催について

■事業者名／アジア風力発電株式会社

■対象事業／(仮称)益田匹見風力発電事業(発電出力1基3.2MW級～4.3MW級を最大15基程度)

■事業区域／島根県益田市匹見町道川地区

■縦覧期間／1月10日(金)～2月25日(火)

■縦覧場所／安芸太田町役場住民生活課の窓口

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分)

下記ウェブページでもご覧いただけます。

<http://www.asia-windpower.co.jp>

■募集方法／ご意見やご質問は、住所、氏名、電話番号、内容をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱へ投函、または下記の問い合わせ先に郵送(3月10日(火)当日消印有効)で提出することができます。(電話によるご意見、ご質問はお受けできません)

■説明会／日時：1月24日(金) 19時より 会場：いこいの村ひろしま

●問い合わせ先／アジア風力発電株式会社

〒106-0044 東京都港区東麻布1-26-8 イイダアネックス東麻布4階

当社ホームページ掲載内容



[TOP](#)
[News](#)
[環境への取り組み](#)
[会社概要](#)
[お問い合わせ](#)

環境への取り組み

環境影響評価方法書 縦覧場所・意見書の提出・説明会に関して

縦覧に関して

縦覧の場所：	・益田市 福祉環境部 環境衛生課 - 匹見総合支所 - 美都総合支所 ・浜田市 市民生活部 環境課 - 旭支所 - 金城支所 - 弥栄支所 - 三隅支所 ・北広島町 町民課 - 芸北支所 ・安芸太田町 住民生活課 ・広島県 環境県民局 環境保全課
縦覧期間：	令和2年1月10日（金）から令和2年2月25日（日）まで
縦覧時間：	土、日、祝日を除く9:00～17:00（開庁・開館時間に準じます。）
電子縦覧：	下記にて電子縦覧を実施いたします。 「環境影響評価方法書 電子縦覧に関して」

意見書の提出に関して

提出方法：	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間：	令和2年1月10日（金）から令和2年3月10日（火）まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式：	意見書書式

説明会の開催に関して

- 市民学習センター**
 住所：島根県益田市元町11-26
 日時：令和2年1月18日(土) 14時から
- 道川公民館**
 住所：島根県益田市匹見町道川イ133-1
 日時：令和2年1月19日(日) 10時から
- 二川公民館**
 住所：島根県益田市美都町宇津川口377-3
 日時：令和2年1月19日(日) 14時から
- 八幡高原センター**
 住所：広島県山県郡北広島町東八幡原893
 日時：令和2年1月23日(木) 19時から
- いこいの村ひろしま**
 住所：広島県山県郡安芸太田町大字松原1-1
 日時：令和2年1月24日(金) 19時から
- 弥栄会館**
 住所：島根県浜田市弥栄町長安本郷544-1
 日時：令和2年1月25日(土) 10時から
- 波佐会館(ときわ会館)**
 住所：島根県浜田市金城町波佐イ441-1
 日時：令和2年1月25日(土) 14時から

環境影響評価方法書 電子縦覧に関して

*電子書類は Internet Explorer でご覧頂く事を推奨いたします。

* 方法書のデータ容量が大きいため、ダウンロードに時間がかかる方は
[圧縮版ファイル](#)をご利用下さい。

*Google Chromeをお使いの方は以下の閲覧ページをご覧ください。
[環境影響評価方法書閲覧 Chrome向け](#)

資料一覧（通常版）

15 ▼ 件表示 検索:

資料名	リンク
【益田匹見】（仮称）益田匹見風力発電事業環境影響評価方法書	閲覧
【益田匹見】（仮称）益田匹見風力発電事業環境影響評価方法書（要約書）	閲覧
【益田匹見】資料編	閲覧
【益田匹見】第0章_表紙と目次	閲覧
【益田匹見】第1章_事業者の名称等	閲覧
【益田匹見】第2章_事業の目的及び内容	閲覧
【益田匹見】第3章_自然的状況	閲覧
【益田匹見】第3章_社会的状況	閲覧
【益田匹見】第4章_調査、予測、評価の手法	閲覧
【益田匹見】第5章_経産大臣意見	閲覧
【益田匹見】第6章_6.1 項目の選定	閲覧
【益田匹見】第6章_6.2 調査、予測及び評価の手法の選定	閲覧
【益田匹見】第7章_知事意見、住民意見と見解	閲覧
【益田匹見】第8章_委託した事業者	閲覧
【益田匹見】方法書 意見書	閲覧

15 件中 1 から 15 まで表示

[前](#)
[次](#)

資料一覧（データ容量圧縮版）

15

 件表示
 検索:

資料名	リンク
【益田匹見】（仮称）益田匹見風力発電事業環境影響評価方法書（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】（仮称）益田匹見風力発電事業環境影響評価方法書[要約書]（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】資料編（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】第0章_表紙と目次（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】第1章_事業者の名称等（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】第2章_事業の目的及び内容（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】第3章_自然的状況（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】第3章_社会的状況（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】第4章_調査、予測、評価の手法（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】第5章_軽産大臣意見（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】第6章_6.1 項目の選定（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】第6章_6.2 調査、予測及び評価の手法の選定（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】第7章_知事意見、住民意見と見解（圧縮版）	閲覧
【益田匹見】第8章_委託した事業者（圧縮版）	閲覧

14 件中 1 から 14 まで表示

[前](#)
[次](#)

*方法書及び要約書は、令和2年1月10日(金)～令和2年3月10日(火)の間中は閲覧が可能です。

*本書の著作権は、アジア風力発電株式会社にあります。著作権者であるアジア風力発電株式会社の許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

*本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。（承認番号 令元情復、第349号）。

*本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

お 知 ら せ

「(仮称)益田匹見風力発電事業環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

令和2年1月10日(金)～令和2年2月25日(火)まで
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、
備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称)益田匹見風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和2年1月10日(金)～令和2年3月10日(火)まで

○送付先(郵送の場合)

〒106-0044

東京都港区東麻布1-26-8 イイダアネックス東麻布4階

アジア風力発電株式会社

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<http://www.asia-windpower.co.jp>

以上

